

# 安芸高田市

## 平成16年度予算審査特別委員会 (暫定予算)

### 会議録

平成16年3月16日～3月18日

広島県安芸高田市議会

1. 議事日程(第1日目)

(平成16年度安芸高田市予算審査特別委員会)

平成16年3月16日  
午後1時30分開議  
於第一別棟会議室

開 会  
議 題

(1) 議案第11号 平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算

散 会

2. 出席委員は次のとおりである。(18名)

委員	天 清 斐 雄	委員	泉 正 智 代
委員	井 上 正 文	委員	今 野 仁 千 六
委員	今 村 義 照	委員	浮 田 洋 吾
委員	岡 田 正 信	委員	熊 高 昌 三
委員	桑 岡 達 夫	委員	杉 原 洋
委員	玉 川 祐 光	委員	塚 本 近
委員	名 川 律 夫	委員	藤 井 昌 之
委員	松 浦 利 貞	委員	明 木 一 悦
委員	山 本 三 郎	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(39名)

市長職務執行者	織 田 邦 夫	参 事	小 野 豊
副 収 入 役	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自治振興部長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	廣 政 克 行
総 務 係 長	高 杉 和 義	財 政 課 長	垣 野 内 壮
管 財 課 長	西 本 博 昭	企 画 課 長	武 岡 隆 文
自治振興課長	小 田 忠	地 域 振 興 課 長	今 田 基 良

市民生活課長	佐々木 亮	税務課長	山本 数博
人権推進課長	毛利 宣生	会計課長	立田 昭男
庶務係主幹	森川 薫	行政推進係主幹	夾山 哲
財政係主幹	深本 正博	監理係主幹	佐々木 泰司
監理係主幹	賀志 古恵	情報政策係主幹	山縣 勇壮
収納係主幹	出口 秀章	人事給与係長	土井 実貴男
行政推進係長	山平 修	財政係長	広瀬 信之
管理係長	近永 義和	調査係長	今屋 茂
企画調整係長	竹本 峰昭	企画調整係長	大田 雄司
広報統計係長	清水 一彦	情報政策係長	外輪 勇三
自治振興係長	杉安 明彦	自治振興係長	大野 泰典
戸籍住民係長	野川 栄治	環境衛生係長	尾都野 武士
収納係長	野村 政彦	人権推進係長	中田 義和
隣保館係長	柿田 治宣	監査事務局	藤本 宏良

5. 職務のため出席した事務局職員の職氏名(5名)

事務局長	増本 義宣	次長兼総務係長	光下 正則
議事調査係長	児玉 竹丸	書 記	国岡 浩祐
書 記	倉田 英治		

~~~~~○~~~~~

午後1時30分 開会

○増本事務局長 それでは時間になりましたので、ただ今から予算審査特別委員会を開会したいと思います。

桑岡委員長の方からご挨拶をお願いいたします。

○桑岡委員長 失礼いたします。

本予算審査特別委員会を招集いたしましたところ、皆さん方には公私ともに大変お忙しい中、全員の方に出席をしていただきました。まずもって厚くお礼を申し上げる次第でございます。

先日の委員会の中で、不肖私事、委員長という大役を仰せつかったわけでございます。何分にも不勉強で不慣れな私ではございますが、この日程通り与えられた職務を全日程を終了したいと、このように思っておりますので、皆様方のご協力を切にお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

なお、日程のことでございますが、皆様方のお手元に配布いたしております、この日程通り進めさせていただきたいと思っております。というのは、実は私ども旧吉田町のことを言うてはいけませんが、早く終わった場合には繰り上げて審議をしようとしたわけでございますが、ご承知のように今回の場合は事務所がああして離ればなれになっておりますので、職員の皆様方にもご迷惑をするんじゃないかなというようなことで、事務局と協議をいたしましたところ、そのような方法にさせていただきたいと、ご理解をしていただきたいと思います。

なお、時間の17時という時間に、もしか審議が長くなりまして、非常に6時も6時半にもなるようなことがございましたら、後日、予備日をもって充当させていただきたいと、このように思いますのでよろしくご協力のほどお願いをいたします。

○桑岡委員長 ただ今の出席委員は18名でございます。

定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

お諮りいたします。

本予算審査特別委員会の審査日程は、別紙の通り本日16日から18日の3日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認めます。

よって本委員会の審査日程は、別紙の通り本日16日から18日の3日間とすることに決しました。

本日の審査日程は、お手元に配布した通りであります。

これより、本予算審査特別委員会に付託されました議案第11号から議案第22号までの12件についての審査を行います。

予算審査特別委員会の初日でございますので、冒頭に市長職務執行者からご挨拶を受けたいと思います。

織田職務執行者。

○織田市長職務執行者

はい、それでは委員長、よろしくお願いします。

去る3月12日に平成16年度の定例議会ということで、招集いたしまして、8号議案から22号議案までをご提案申し上げまして、8号から10号まではその日に議決をいただきました。議案第11号からは、平成16年度安芸高田市の一般会計の暫定予算でございます。さらに12号から特別会計、国民健康保険特別会計を含む特別会計の16年度の暫定予算の提案で、審査特別委員会を設置いただきましてご審査いただくことになりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。今日は関係部長等も課長等、出席いたしております。内容説明等、またご質問等はその場で答えさせていただきます。また、私といたしましては、ちょうど1時半に高田郡の交通安全推進隊の任命式と、それから会議をいたしております。ちょっと、少しの時間ほど席を外させていただきますがよろしくお願いいたします。冒頭にあたりましての職務執行者としてのお願いなり、ご挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○桑岡委員長

ありがとうございました。

それでは議案の審査に入ります。

まず、議案第11号、平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算についての件を議題といたします。

総務部長から要点の説明を求めます。

○新川総務部長

委員長。

○桑岡委員長

新川総務部長。

○新川総務部長

それでは16年度予算編成につきましての考え方につきましては、本定例会の中でもご説明をさせていただきましたように、今回の予算につきましては、4月から7月までの4ヶ月間に必要と認められます義務的経費を中心に、編成をいたしておるところでございます。事務作業的には各町村の実施をされておりました年間通しの予算をですね、4ヶ月分ほど計上させていただいたところでございます。

まず歳入の関係でございます。基本的に市民税、また固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税等につきましては、各町担当者のワーキングによりまして今まで旧町の歳入の財源をベースに、平成16年度年間ベースとして7月までに納期の訪れる税を市税ですね、それを7月末までの収納状況を勘案して計上させていただいたところでございます。また、地方譲与税等につきましては、本年度から創設されました所得譲与税につきましては、県からの見込額からの資料の3分の1、また、自動車重量贈与税、自動車地方道路譲与税についてはですね、6月に第1期分の収入がございますので例年の収納状況を勘案して計上させていただいたところでございます。利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策交付金については、7月末までに収納は殆どござい

ませんので、推定できる存目として経常させていただいております。地方消費税交付金につきましては、6月に第1期分の収入がございますので例年の収入状況を勘案させていただき、計上させていただいたとございます。地方特例交付金等につきましては、4月に第1期分の収入もございますので例年の収納状況を勘案し、計上させていただきとります。また、普通交付税につきましては、4月、6月にそれぞれ第1期分、第2期分の収入がございますので平成15年度の実績を勘案させていただき、非常に難しくなっております。そういう状況の中を勘案させていただき、推計見込価格によりまして今年度計上させていただいております。ただ、財源確保につきましては、一般財源の一番、唯一であります交付税に基づきましてですね、特定財源が見込みが取れないという状況もございますので、多少の上乗せの交付税になっておるかもわかりません。それと年間を通じての毎月、あるいは経常的な保育所保護者負担金とか、各種施設使用料、し尿処理手数料等、戸籍手数料につきましては、4ヶ月分におきます経常をさせていただいております。国、県の補助金につきましては7月末までに収入は殆どございませぬ。事業の関連等もございますのでこの関係につきましては本予算の方で算定をさせていただき、計上させていただきたいと思っております。住宅資金等の貸付元利収入等につきましても、月々の収納状況がございますので4ヶ月分の計上とさせていただいたとございます。総務部におきます所管いたしております歳入歳出予算につきましては、まず総務課、続きまして財政課、管財課ということで、3課ございますのでそれぞれ担当課長の方から要点の説明をさせていただきますので、どうかよろしく願いをいたします。

○桑岡委員長 高杉総務課長。

○高杉総務課長 はい、総務課長でございます。よろしく申し上げます。

総務課が所管している部分につきましては、まず歳入の方は財政課の方が担当しますから、歳出の方で34ページの方を開いていただきたいと思います。

34ページの総務管理費の一般管理費が総務課が所管しておるところでございます。この一般管理費といいますのは、庁舎管理等も含めまして職員の人件費等を主に計上しております。1節の報酬でございますが、これは嘱託員報酬が主なものでございます。ちなみに嘱託員は504名いらっしゃいます。その分の3ヶ月分を計上しております。これは本庁とか支所にかかわらず、事務に係る分の人件費でございます。それが2節3節でございます。4節の共済費につきましては、臨時職員等の社会保険料も含まれております。ここの予算の組み方は、個人の社会保険料の負担分も含めて一括して共済費で社会保険料として振り込むということに、この予算の立てりがなされておりますから、金額が太い金額が上がっております。12の役務費でございますが、これは本庁とか支所の電話料と

か郵送料、有線使用料等が主なものでございます。13節の委託料でございますが、これは職員の総合検診でありますとか、文書を送便で嘱託員に配っていただいておりますが、その部分とか、例規の整備でありますとか、そういうふうな費用を計上しております。14節の使用料及び賃借料でございますが、これはコピー等の事務機器が主なものでございます。19の負担金補助及び交付金でございますが、これは派遣職員に係る負担部分でありますとか、職員が健康管理のためにドックにかかりますが、その負担部分でありますとか、そういう部分を計上しております。この財源等につきましては殆ど一般財源でございます。財源の中でその他として872万5,000円ほど計上しておりますが、これは臨時職員等の社会保険料の個人負担部分がそれに相当するというところでございます。

続きまして38ページでございます。

9目の交通安全対策費、10目の諸費等でございます。交通安全対策費でございますが、これの負担金補助及び交付金の主なものは、交通安全対策協議会の補助金でありますとか、推進隊の補助金でありますとか、そういうものが主なものでございます。続きまして諸費でございますが、これは13節の委託料、これは防犯灯の管理とか保守点検、その費用が計上してあります。市税の還付金につきましては総務課ではないんですが、これは税等の還付が生じた時に用意するお金でございます。負担金及び交付金でございますが、これは防犯協会の負担金でありますとか、防犯灯の設置補助金でありますとかを計上させていただいております。

続きまして42ページをお願いします。

選挙費でございます。選挙管理委員会も総務課の所轄をしております、その関係です。ここは主には選挙管理委員さん4名への報酬でありますとか、人件費等が主なものでございます。2目の選挙啓発費でございますが、これは明るい選挙推進協議会の活動補助金が主なものでございます。3目の選挙執行費でございますが、これは最初に市長選挙費、市議会議員の選挙費等がそれぞれ、それ毎に計上しております。ちなみに市長選挙につきましては4月18日執行予定でございます。市議会議員さんの選挙につきましては、11月末が任期でございますからその1ヶ月前を睨みながらの日程になろうかと思っております。農業委員会につきましては8月末の任期でそれぞれ経費を上げてございます。後は財産区の議員さんの選挙でありますとか、土地改良区の議員さんの選挙でありますとかを計上しております。最後に参議院選挙経費を上げております。これは主には立会人等の委員報酬でありますとかいう部分を組まさせていただいております。ちなみに今年の7月の11日が投票の予定でございます。

以上で、一応総務課で所管しとる部分の歳出の説明を終わります。

○桑岡委員長

垣野内財政課長。

○垣野内財政課長

はい、財政課の方から説明させていただきます。財政課の方では地方譲与税、交付金関係、そして地方交付税などの一般税源に当たる国からの交付金等の算定に当たらせていただきました。

歳入につきましては、新川部長の方から説明がございましたので控えさせていただきます。財政課の方が担当します歳出でございますが、予算書の35ページをお願いします。

35ページ一番下になりますが、財政管理費でございます。財政課に2係ございまして財政係。財政係の方で財政管理費として58万3,000円、そして管理係の方で入札工事検査管理費として64万円上げさせていただいたりします。財政係の方におきましては、予算書等の印刷費等を計上させていただいております。管理係の方におきましては消耗品費等を計上させていただいております。歳出の方は以上のような状況なんです、歳入等で質問等ございましたら、後ほどお答えしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○桑岡委員長 西本管財課長。

○西本管財課長 それでは管財課の方から、歳入につきまして説明をさせていただきます。

お手元の議案書では36ページをお開きいただきたいと思います。

主に財産管理費の中で財産管理総務費、それから庁舎管理費、一般車両管理費がございます。その中で報酬につきましては、嘱託職員の報酬がございます。それから需用費の中では主には電気代がございます。役務費の方では庁舎の清掃等がございます。委託料につきましても同じく庁舎関係の委託でございます。それから使用料及び賃借料につきましても賃貸借の料金の支払いでございます。それから工事請負費につきましては、公有財産の維持修繕ということでございます。

それから、めくっていただきまして39ページに地籍調査費がございます。地籍調査費につきましては、現在美土里町、高宮町が地籍調査を行っております。一部吉田町、甲田町につきましても面積的には若干でございますが、やっておるところでございます。その委託料として5,114万4,000円、それから使用料及び賃借料として機械器具の賃借でございますが47万7,000円を計上いたしております。

以上でございます。

○桑岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○浮田委員 はい、委員長。

○桑岡委員長 浮田委員。

○浮田委員 浮田でございます。ただ今部長並びに課長の方からいろいろと詳細について説明をいただきましたが、ただ私思うのはですね、要するに4ヶ月間ですね、暫定予算でありますので無理からぬことは思いますけど、今の説明の中でですね、支所の予算化がですね、どのくらいされとるかというのを殆どわかりません。ということは、私八千代でありますので例えば小学校の管理費とか、中学校の管理費だとか公民館の管理費的なものはわかりますが、その他要するに支所としての予算がですね、どれくらいいつとるんかということは今の説明では全くわかりません。と、



私が危惧するところはですね、なぜこういうことを言いますかといいますと、要するに本所対支所の役割分担といいますか、位置付けといいますか、今後について本所対支所のいわゆる位置づけがどうなるんだろうかと、現代のままであるんだろうか、あるいは4、5年先にはどのような位置付けになるんだろうかということにつきましてですね、非常に問題があるように思います。要するに安芸高田市は、人輝く安芸高田市ではありませんけれどもやっぱり住民と行政がですね、共に汗を流しながら、協働のまちづくり、いわゆる住民自治のまちづくりを作っていくという観点からしますとですね、支所の役割というのがですね、非常に大きなウエイトを占めてくるようになるんじゃないかというように思います。それで一応職務代行者にと思ったんですが、いらっしゃいませんので総務部長にあえてお聞きしますが、この4ヶ月の暫定的予算とは言いながらですね、将来の本所対支所の在り方、位置付けについてどのようなお考えの上でですね、この暫定予算とは言いながら、これを立てられていらっしゃるのか、そこらについて詳細の説明を願いたいというように思います。

○桑岡委員長 委員の皆さん、質問は座ってして下さい。

○新川総務部長 委員長。

○桑岡委員長 新川総務部長。

○新川総務部長 ご承知、ご指摘いただきますように浮田委員さんのですね、ご意見の通りと思っております。基本的に本予算算定につきましては、電算等の関係ということもございますし、本所一括計上の中で支所の方には予算の配当というかたちの中で整理をさせていただきたいと思っております。当然、今回の予算の4ヶ月分の暫定予算につきましては、従前の町村の体制、執行体制の中で、ワーキンググループで積み上げた計上額でございます。ただその数字にはどこの旧町ですね、そういう維持管理経費というものを計上させていただきとるところでございます。ただ、今回の予算、また、新しい執行体制につきましては執行体制が一番最後にですね、ある程度固まっているわけですね。その予算作業と執行体制の作業というものに多少誤差がございました。そういうことで先行的に予算の方、進んだる関係もございましたんで、そこらが多少の食い違いということがあろうかと思いますが、それはある程度この本予算の中で調整をさせていただきたいと思っております。それで、基本的な本年度の16年度の予算につきましては、今準備を進めさせていただきとりますが、支所の管理経費は支所である程度積算していただかないとですね、本所の機能で十分わかっていくということは大変難しいと思っております。そういう経常経費等の吸い上げというものは当然、そういう支所からの積み上げということを考えさせていただきたいと思っております。まず経常経費を堅いものを掴ませていただいて、新市長の誕生に基づいてハード分ですね、ある程度の計上の考え方という予算の段階を進めさせていただきたいと思っております。当然、各部におきまして、支所と連携することはまず一番

だろうと思います。各支所にも3課設置してありますし、本日も各支所の担当支所長さんをはじめ、担当課長さんも出ていただいておりますので、それは当然、一体的なですね、支所との連携というものが必要になってくると思います。ただ、支所の3課はですね、本所の部との連携ということがありますから、そういう方法のなかで予算執行というものはさせていただきたいと。ある程度の一括の計上をしておりますけども、支所に関わります予算はそれなりの予算の中で計上させていただくということですね、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○桑岡委員長

浮田委員。

○浮田委員

浮田です。ただ今総務部長の方から説明を願いましたんで基本的なことは理解できるんですけどもですね、ただ私が思うのに、やっぱり例えばですね、各支所で住民と密接な関係がある農道とか、道路とかがですね、いろいろな緊急の事態で傷んだ場合にですね、そいじゃあ、例えば支所長の権限がですね、決裁といいますかどこまであるんかということになると、ちょっと疑問点がありましたんで、そうした要するに市民と直結した道路とか、いわゆる土木費というか、農業費っていうか、そこらについて、どう対応するのかということが若干危惧されるんで、そこらについてはどのようにお考えであろうかお聞きしたいと思います。

○桑岡委員長

新川総務部長。

○新川総務部長

これは決裁的なかたちになろうかと思いますが、ある程度の支所長の決裁権のですね、ものは300万のですね、範囲というものを定めさせていただいております。そういう状況の緊急性ということですね、当然、各支所におかれての住民との対応というのは必要になってきますので、その権限範囲外とか、というようなかたちの中ではですね、住民の方には対応出来ないのではなかろうかと思っております。当然、本所の方と連携を取っていただいております、安心のできる体制のなかでですね、やっていただくということが必要だろうと思っております。だから、事業等の要望等も当然出てきておりますが、基本的にはやはり新市の建設計画を元にですね、安芸高田市のスタートの予算編成というものは真摯に考えないと難しい問題が出てくるのではなかろうかと思っております。そういうかたちの中で、現在16年度におきます新市の予算編成を計上させていただきたいと思っております。

○桑岡委員長

他に質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員

財産管理費のところで伺います。金額は非常に少ないわけですが、工事請負費64万7,000円、これは4ヶ月間の公有財産の修理と説明を受けましたが、どこの公有財産の修理をなさるんか、わずかな金額ではありますが4ヶ月の暫定予算の中のものだろうと思うわけですが、どこの公有財産を修理されるか伺います。

○桑岡委員長

西本管財課長。

- 西本管財課長 工事請負費につきましてですが、まず安芸高田市誕生しましていろいろ職員も多数入って参っております。というようなことで、庁舎の中です、ね、いろんなところの修理も必要なところもあるかと思えます。ただ、はっきりとしたところはわかりませんが、そういった名目で一応上げさせていただいております。それから庁舎のラインを、取りあえずこの前、公用車用に引かせていただきました。そういったところですね、維持修繕も行いたいというように思っております。
- 山本委員 委員長。
- 桑岡委員長 山本委員。
- 山本委員 それでは今の段階では庁舎内で、目的は今んとは無いが一応庁舎内を修理に充てるという考えで、4ヶ月の間でまた新たに新市長が決まった段階で、またそこらは整理されるというように理解をしてよろしいんですか。
- 西本管財課長 はい。
- 桑岡委員長 他に質疑はありませんか。
- 岡田委員 委員長。
- 桑岡委員長 岡田委員。
- 岡田委員 ページ数で言いますと38ページですが、安芸高田市の建設計画費というのが入っておりますね、863万2,000円と。それとの委託料の節の中で書いてある1,893万8,000円、この関係をひとつ伺います。
- 新川総務部長 委員長。
- 桑岡委員長 新川総務部長。
- 新川総務部長 38ページまでの前ページの、37ページから38ページに渡っております企画費に関わります予算につきましては、自治振興部の方でお願いしたいと思えます。
- 浮田委員 委員長。
- 桑岡委員長 浮田委員。
- 浮田委員 自治振興課の方にお聞きしたいと思いますが、39ページですね、地域振興支援費2,563万4,000円。
- 桑岡委員長 委員の皆さん、説明した分では他の部局だけのご遠慮下さいや。
- 藤井委員 委員長。
- 桑岡委員長 藤井委員。
- 藤井委員 2、3お伺いをいたします。今回暫定予算といいましょうか、骨格予算といいましょうか、一般会計につきましては66億と。さらに特別会計を入れますと110億になろうかと思えます。本予算につきましては6月頃ということでしょうけども概ねですね、この16年度の本予算額の推移というのはどのようになるんであるかと思う。一般会計、さらに特別会計含めてお願いをしたいと思えます。それから3月1日をもちまして、6町が合併ということになったわけでございます。それまでにおきましてはいろいろ審議をされた部分もありますし、まだなかなか中にまで審議されずに合併をしたという経緯もあるかと思えます。そういったなかで、こ

の合併時におきまして各町が約束事といいたししょうか、ひとつの標準財政規模の1割を持ち寄ろうということでの申し合わせがあったと思います。そのことが既にもう持ち寄られておられるのかどうか、さらに6町が何も解らない状況の中です、合併したわけでございます。先般の議会でもですね、經常比率が90.強ですか、そういうようなことがございました。今回の暫定予算ということで義務的経費、また継続事業というものが殆どの予算ということでございますが、義務的経費の中には人件費、主にはですね、人件費、扶養費、公債費、こういったものが主だろうと思います。そういった中身についてもですね、なかなか出てきてない部分がございます。できれば旧6町ごとのですね、義務的経費、どれくらいであろうかというものもお示しいただければと思います。さらにもう1点、14年度の決算につきましては各町もう既に審査済みであろうかと思ひます。そういった旧6町ですね、14年度の決算の内訳なり資料でも結構でございますので、もし委員長良ければ資料の方の提出もお願いしたいと思ひます。以上です。

○新川総務部長 委員長。

○桑岡委員長 新川総務部長。

○新川総務部長 一般会計の16年度の推移ということですが、前日の本会議場でもご説明させていただきましたように、現在歳入の堅い数字を今拾っております。当然、税収からですね、ある程度の事業課ベースまで持っていきますと、起債というところの財源確保まで持ってはいけません、そういう作業をさせていただいておりますので、今一般会計のどの程度の推計の予算になるということは、特別会計と同様にですね、現在作業中でありましてご理解の方よろしくお願ひしたいと思っております。それと基金等の状況等につきましては、現在15年度におきまして2月29日までの集計作業をですね、各町村とも、税との入り替え等の作業ということの作業を、実質今作業していただいております。財調基金の1割というところは各町村ともですね、ある程度それなりのベースも考えていただいとったんではなかりかなと思っております。それで、これはある程度状況の判断の中です、明確な数字になり次第、ある程度のご説明をしたいと思っております。それと14年度の決算の普通会計における決算につきましてはですね、決算の各町村とも自治省の方に出しておられますので、決算統計上の数字はですね、ある程度資料としたら出てくるんじゃないかなと思っております。ちょっと時間をいただければ提示はさせていただきますと思っております。

○桑岡委員長 藤井委員さん、3点目の資料提出です、これはまあ時間はかかるけど提出されるということでご理解してもらえますか。

○藤井委員 はい。

○桑岡委員長 他に質疑はございませんか。

○今村委員 委員長。

○桑岡委員長 今村委員。

○今村委員 2、3お伺いをいたします。ちょっと先ほどの件に戻るかもしれませんが、実は支所の事務対応のことについてですね、お聞きしたいと思うんです。原則的には各支所とも本所の状況からすればですね、事務的に約22、3名ですか、従って画一的なかたちでの事務的な配置等だろうと思うんです。そのことがおそらくサービス事業から見てですね、人口が2倍も3倍も違う町の中で、それが適正であるかどうかというのは疑問に思うわけですが、そこら辺の職員の事務についてですね、これからの問題になろうかと思いますが、この3ヶ月ないし4ヶ月の暫定予算の中でですね、そういった当初の機構から実際に執行体制が整うまでの間ですね、そこら辺の機構の見直しに繋がるような予算化がされてるのかどうか、ということがまず1点です。

○新川総務部長 委員長。

○桑岡委員長 新川総務部長。

○新川総務部長 支所と本所の役割の事務の対応になろうかと思えます。いろいろ今回の基本のスタンスとは自治組織の確立、住民自治と協働の参画というところが一番だろうと思っております。各部署におきまして今までやれてる状況をですね、今本所部において状況をチェックしております。各部の担当者が各支所に出かけてですね、いろいろな調整機能をもっておられます。そういうことをある程度整理をされて、支所とどういふかたちの中で事業展開にもっていくかということですね、現在進めておりますのでそういう状況の中である程度整理をさせていただきたいと思っております。それと人事の配置という基本の考え方ではありますが、当然、3月1日に安芸高田市が発足し、消防を含めですね、532人の職員でスタートさせていただいております。基本的には組織を編成していただき、合併協議会におきましてですね、その組織がもう認知されとるわけですから、そういう機構の案の中で職員の適材適所に基づいた原則的に職員を配置したという考え方が、まず1点でございます。いろいろ各支所、本所等ですね、いろいろな事務ところもあるかと思えますけども、そういう状況の中で、本人の知識なり経験、適正なかたちへのポストへの対応ということも大きな考え方でされとるのではなからうかと思っております。今回のそうした人事に関わります問題点、当然、専門的な立場でですね、高い角度からある程度整理していく問題点もございます。例えば公共事業の工事の関係ですね。そういうところにつきましては専門官の監督員等も、検査員ですか、検査員等も設置させていただいて、ある程度の県のそうした実務経験者も派遣をいただき、本高田市の職員と一緒にですね、ある程度軌道へ乗せていくというようなことも考えておりますし、そういうかたちの中で人事の体系の中でですね、ある程度整理をさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○今村委員 委員長。

○桑岡委員長 今村委員。

○今村委員　これから実際の今の事務的な効果的な、あるいは実際の事務事業のですね、効果については、これからの課題であろうというふうに思うわけですが、出来るだけこの当初予算実行期間中にですね、いち早くそういった体制が整うかたちの機構の見直しをされたらというふうに望んで、次の質問に移ります。

若干ちょっと細かいことになりますが、先ほど総務課長の説明の中で、35ページでございますが、共済費の中に多分説明では社保の個人的な負担分も含んでるんだという説明だったというふうに思っております。このことはこの暫定予算が執行後された期間でですね、いつのかたちで精算のかたちになれるのかどうか、というのがまず1点です。そしてその次の14の節でございますが、使用料及び賃借料ということで、事務機器の賃借ということだろうと思うわけで、各課においてもそういった使用料及び賃借関係の契約金額がわりと高いわけですが、その賃借についてはですね、これは4ヶ月ぐらいの、いわゆる短期的な契約なのか、あるいは一部事務的なリース関係の機器もあろうかと思いますが、そういったことが加味されているのかどうか、それが2点目でございます。

○高杉総務課長　委員長。

○桑岡委員長　高杉総務課長。

○高杉総務課長　はい、今の共済費でございますが、これは毎月毎月支払われるものの負担を求めて、翌月に精算するというものでございます。それから事務機器でございますが、これは1年分のリース料をそのまま計上をしております。これは全ての、もちろん本所ということだけでなく、支所も含めた全部の事務機器のリース料の1年分を計上したものでございます。以上でございます。

○桑岡委員長　他に質疑はありませんか。

○藤井委員　委員長。

○桑岡委員長　藤井委員。

○藤井委員　さっきご質問させていただいた中で、一つ答弁漏れがあったと思うんですけども、義務的経費の内訳を冒頭お聞きしたつもりでございますが、なぜそういったことを聞くかといいますと、経常収支比率が90%強という先般の答弁がございました。そういった中でですね、今後の義務的経費の削減が必要であるということの中からですね、いわゆる義務的経費といいますと、一般的に人件費であり、扶養費であり、公債費であろうという、そこら辺りの推移がですね、ないと今回のいわゆる暫定予算とはいえですね、6月に本予算に入っていくわけでございます。そういった作業が、今もこの本予算に向けて作業が私はなされているであろうと、いうふうに思ってるわけですよ。そうなることでですね、そこら辺りのいわゆる推移というものがわかっていないと、これから本予算も組めない。従ってですね、他にも自主財源比率とか、さらには経常収支比率、公債費比率、財政調整基金の残高であり、普通会計の財政状況であり、地方債の残高であるとか、そういったもろもろのことがですね、

推移がわからないとこれからの本予算も組めていけないであろうと。従って今わかってる範囲内のそういった推移が資料的にあればですね、お願いしたいわけでございますし、さらに今資料として出せないということであれば、そこら辺りが明確にわかった段階でですね、議会の方へ資料としてきちっと提出をお願いしたいということを思うわけでございます。

○新川総務部長 委員長。

○桑岡委員長 新川総務部長。

○新川総務部長 資料提出ということで理解をさせていただいて、大変申し訳なく思っております。この平成14年度ですね、普通会計におきます決算数値に基づきまして、概要的にご説明させていただきですね、平成16年度における予算の考え方というものもある程度整理をさせていただきたいと思っております。

今しばらく、資料の届くまで暫時休憩をお願いしたいと思います。

○桑岡委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時21分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○桑岡委員長 再開いたします。

○新川総務部長 委員長。

○桑岡委員長 新川総務部長。

○新川総務部長 それではお手元の方に配布させていただきとります、平成14年度の普通会計の決算数値でございます。旧町村時にですね、各議員さんの皆様が決算統計等の数字を元にですね、いろいろこの数値を把握されておるだろうと思っております。基本的に14年度の決算におきます6町をですね、単純にある程度整理をさせていただいたものがこの数値でございます。各町村における歳入総額2行目ではありますが、247億5,170万4,000円でございます。歳出については241億1,984万1,000円という数字の中でございます。いろいろ中段の方で財調基金の取り崩しの額というのが9億8,864万4,000円、平成12年度からですね、13、14というのは各町村が財調基金があったものですね、すごく取り壊して事業を各事業実施されとります。そういう状況の中で非常にこの財調基金の現在高というものが現状では15年度末では多少少なく変動になっているのではなかろうかと思っております。それと、財政力指数、また経常収支比率、そこに掲げておりますように旧町村の数字が掲げてありますが、平均的には90.4%という状況でございます。公債比率等におきましても16.7%という状況でございます。積立金の現在高というものは34億9,276万9,000円でございますが、その内の財調基金はちょっとまだ明確に出ておりませんので記述をいたしておりません。

次に2番目が歳入の状況でございますが、各町村の一番基本でありま

す税収の収入でございます。地方税におきましては一番上の状況の方がですね、各町村の税収があるわけでございます。15年度は多少まだこの税収はですね、各町村ともある程度下がっていくケースではなかろうかなと思っております。それと交付税も中段等の交付税の額につきましても、9億6,894万4,000円でございますが、今回の地財計画では6.5%の減額ということで、三位一体の考え方の中でですね、交付税が年々減少をされるところでございます。

交通安全等につきましては、その下につきましては特定の財源のものでございます。経常のですね、基本的に歳入の中で、決算額を例えば決算額の高田郡の合計を見ていただきたいわけですが、合計が247億5,170万4,000円でございますが、その内実質の経常的な財源はですね、125億9,271万4,000円の額でございます。そういう状況を元にしてですね、経常の一般財源を元に大体125億の元は年々これは少なくなってきておる状況じゃなかろうかなと思っております。これが義務的経費と投資的経費に充当する財源という状況になるのではなかろうかと思っております。

次にそれでは各町村、旧町村のですね、性質別にどういう状況であろうかということですが、まず人件費でございます。人件費につきましては、高田郡総合計いたしますと41億3,194万1,000円ということでございます。その内職員給与は25億2,178万9,000円、義務的経費の中でも人件費、扶助費、公債費、その小計までがですね、高田郡における義務的経費ということが84億4,573万4,000円という率になってくるのではなかろうかと思っております。ここで基本的に経常の一般財源、経常の比率等の感がありますけども、ここの中で大体54.5%、約半分ぐらいがですね、そういう財源のものが必要になってくるのではなかろうかと思っております。当然、経常の一般財源と税収との関わりをある程度照り併せてみていただきますと、非常に高田郡のですね、税収における財源と経常的なかたちというのは苦しい状況が出てくるのではなかろうかと思っております。物件費維持補修費、その他繰出金等についてはそういう状況が出ております。基本的にはある程度物件費等のですね、かたちというものは今後の予算編成におきましてはある程度の削減ということが一番必要になってくるんじゃないかなと思っております。それと補助費等の関係等も出てくるんじゃないかなと思っております。それと投資的経費が14年度決算の中では65億1,809万6,000円というかたちで上がっております。状況的には義務的経費、また投資的経費、経常的経費等を含みますとそういう数字を14年度での決算で見させていただくとでございます。

それと1枚目のですね、戻っていただきたいんですが、先ほど説明させていただきましたように公債費がですね、12年度から合併前の合併に伴ういろいろな協議がなされる段階からですね、12、13、14と非常に大きな事業が上がって、全部それが起債にはまっております。だからその



起債の発行額がですね、3年周期ぐらいが来年ぐらいからがスタートして来るような状況がございますので、非常にこの歳出の中の公債費の義務的経費はですね、上がってくる予想があるのではなからうかと思っております。それと各今回のですね、ある程度予算、暫定予算の4ヶ月を計上させていただいておりますが、この予算計上の中ではですね、多少ちょっと分析が難しいわけですね。全部が基本的にはこの経常経費という判断をもっていただいとっていいんじゃないかと。当然、いろんな先ほどから意見をいただいとりますが、リース等につきましてもですね、事業等の対応の事務費対応というものがですね、全体の予算の中で充当できる可能性がありますから、当然職員にしましても事業支弁ということでその事業をするためにはですね、人件費も必要なんで、そういう投資的な事業の方に人件費もいきます。そういう状況等もございまして、出来るだけ14年度決算を元にですね、ある程度の経常収支比率を上げないようなかたちのなかでですね、予算編成というものを考えさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

○今野委員 委員長。

○桑岡委員長 今野委員。

○今野委員 今村さんやらね、藤井さんの関連になると思うんですがね、今これをね、説明していただきまして、非常にですね、財政的にですね、苦しいと思いますよね。今特にですね、公債比率あたりはですね、まだ来年度、再来年度と事業をよけいよそはやっとなってですからね、まだまだこれは相当総務部長がおっしゃるようになりますね、相当上がるんじゃないだろうかと、このように思いますね。しかしながらですね、一般町民の目から見ましたらですね、こういう細かい数字よりもですね、役場の便利さいまいましようか、サービスいいましようか、それがね、非常にね、合併したんだからしょうがないという町民の諦めもありますけれども、職員の対応一人ひとつ見てもですね、今までじゃたらですね、ぱっぱとね、慣れとりますからね、どの課はどこへ行きやあええと。慣れとりますからスムーズに行きよったんでしようか、また電話をしてもですね、あっち回され、こっち回されですね、とうとう30分ぐらいオルゴール聞いとったと、こういう方もいらっしゃるんですよ。わしも実は電話してみました。やっぱりね15分ぐらい待つようなんですよ、オルゴール聞くのがですね。携帯電話でしましたんでね、もったいないから途中で切りましたけれども、やはり三次市とですね、同じちょっと少ない人口でね、職員だけは多いと。その多いがためにですね、サービスが悪くなると。この度の合併でもですね、各課によたらですね、非常に忙しいと、徹夜されとったという総務課あたりはそうじゃないかと思いますが、事務の引継ぎもあり、時間外でね、苦勞されとるという課も非常に多か

ったと思いますけれども、しかしながら暇でかなわんと、ようけ、人間ばかりおるんだという課も見受けられるわけでございますよ。そのよけいおるところがすね、サービスが悪いと、こういうようなことになつとる。忙しいからいうのでね、電話が繋がらん云々いうんだつたらですな、まだわかりますけれども、慣れとらんということもありますけれども、こうして私の調査範囲内ではですな、先ほど言うたようにですな、ごろごろごろごろしておるところのように見える、町民の目から見たらですな、そういう見えるところがあるんですよ。そこら辺りをですな、やはり人間をどのように活かして使うか、余ったら余ったでいいんですよ。余った者をクビにせい言うても出来るわけないんですよ。その者をですな、余った人材を如何に住民サービスのためにどのように使うことが出来るかということもですな、併せて考えて経常経費を減らしていただくようなことも考えていただきたいと、このように思いますが、長いこと申しましたが、ここらあたりですよ。

○高杉総務課長 委員長。

○桑岡委員長 高杉総務課長。

○高杉総務課長 ご指摘の分につきましては私ども真摯に受け止めて、そういうことが無いように早く本当の意味での合併して住民サービス、市民サービスが低下したことが無いというかたちでの対応を取るように、努力をしておりますし、そういうことがまた個々にありますから、それは無くすように努めて参ります。これは本所、支所、分所とも一緒でございます。以後気を付けて対応して参ります。

○桑岡委員長 ここで監査委員会について、説明を求めます。

藤本監査事務局長。

○藤本監査事務局長 では、38ページをお開き下さい。

監査事務局が持つてる関係は、38ページの8目の公平委員会費を持つておりますので、こちらの方からご説明させていただきたいと思っております。これは新たに目が出来たものでございまして、いわゆる職員に対する不利益な処分についての不服申立等の事務をすることでございます。ここに計上させていただいております費用でございますが、委員さん3名の費用でございます。これが主なものでございます。それに伴います事務的なものを計上しております。

続きまして40ページをお願いします。

この関係で固定資産評価審査委員会というのをもっておるわけですが、ここの中に1目に税務総務費というのが入っております。ここの中の1節の報酬の中に18万1,000円と計上しております。これが3名の委員さん方の報酬でございます。これだけでございます。

続きまして46ページでございます。

46ページの1目監査委員費でございます。これはまだ選任されておられません、26万4,000円というのを2名の監査委員さんの報酬額でございます。それとここに3名の職員がおりますので、2節、3節、4節、そこ

ら辺りは職員の人件費でございます。9節以下はそれに伴いますところの事務費的な予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

○藤井委員 委員長。

○桑岡委員長 藤井委員。

○藤井委員 少し変則的な部分になってちょっとあれなんですけども、今監査の方からご報告がありました。監査でなくしてですね、先ほども今野委員さんからもご質問があったかと思えますけれども、3月1日にですね、合併をいたしまして、行政も議会もですね、私はやっぱり住民の福祉、更に行政サービスをどう繋げていくかという部分にあると思うんです。それが行政であり、議会、これはもう両輪の如くそういった目的を持って進めていくと。今日の予算委員会初日であってですね、職務執行者が不在ということは私はね、とんでもないことだと思いますよ。職務執行者だから権限が無いというのは私は一切無いと。新しい市長が決まるまでの権限というのは、今私が言うように住民の福祉であれ、行政のサービスを追求していくために、いいことであれば私はそれまでに職務執行者としての権限で出来ると思いますよ。先般からもいろいろと何人かの方からお話が出まして、結論が出てない部分がありますので、あえて私は言わせていただきますけども、いわゆる住民が来られて、今分散化、本庁と第1、第2、第3ですか、の分散化をされておましてですね、ここの対応がなかなか出来ない。大変住民にそういう行政サービスというのが低下している。であればきちっとインフォメーションセンターであれですね、案内係をきちっと付けて私はやるべきだろうと思いますよ。それは、今の職務執行者であってもですね、住民のサービスに繋がることであれば、即、私は出来ることであろうと。さらに公民館においても、今議会の議場として使用させていただいております。住民の文化活動も若干あるかと思えますけれども、ここもですね、いわゆる議会でスリッパでこれからですね、一般質問なりいわゆる登壇する場合もですね、スリッパで議場内を歩くというのも、傍聴者から見ましてもですね、あまりいいことではない。しかし新しい公民館であればそこらも猶予しなくてはいけない暫定的な部分でしょうけども、もう既にいわゆる11月以降については、いわゆる公民館を撤去して新しい庁舎の建設に取りかかるということがあるわけですから、もうそこら辺りをですね、土足でですね、ある程度対応してもいいんじゃないかと、それは総務部長の方からもそういう方向で検討してみるというお話は私は聞きましたですよ。しかし、この暫定予算だからといってですね、職務執行者が不在というのは私はね、とんでもないことだと。これは議論にならないじゃないですか。私の答弁、誰が、どなたがされるんですか。

以上です。

○桑岡委員長 暫時休憩します。

それでは、3時まで15分間休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時45分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○桑岡委員長

再開いたします。

○織田市長職務執行者

委員長。

○桑岡委員長

織田職務執行者。

○織田市長職務執行者

はい。長時間にわたって本委員会を出ておまして、皆さん方にご迷惑をかけたろうと思います。交通安全推進隊の辞令交付、あるいは会議等もありますし、決裁文書、昨日実は議長、副議長とて県の方へ挨拶まわりの関係で2日分ほどたまっておりました。土曜、日曜も含めて。いろいろご意見がいただくわけですが、今の役場の執行体制、ああして3月1日に合併をいたしまして、非常に住民の方々にも迷惑が及ぼしているということが多々あります。ご承知いただきますように、6町が合併いたしまして、ここへ出席いたしております部長をはじめ各課長もなかなか管内をよく把握してないという、それは理由になりませんが、今朝ほども部長等も呼びまして、この執行体制等について町民から例えば向原町の町民の方から囑託員の選任ということで、3月31日までということで文書を出ささせていただきましたが、非常に期間が短いということで、集落毎の集まりで協議決定する、あるいは向原町には納税組合長も集落で推薦する、あるいはその他の委員も推薦するというようなことで、短期間の内に出すとは何事かということでありました。確かにその通りでございます。非常に課内も混乱しておりますし、直ちに今朝も呼びつけたわけですが、例えばこの平成16年度ごみ収集カレンダー、行政の職員なら16年度言うたらわかります、4月1日から。これ一般からのこれ吉田町ですが、該当地区、何でここへ平成16年度(4月1日より)というのが入れられざったか。お年寄り等は非常に私のところに聞き合わせがありました。こうしたちょっとしたことがですね、職員が非常に怠るとるというような意見もありますし、強く気を付けるようにという。それから支所と本所の機能が十分果たされていないということで、非常に混乱をきたして、皆さん方、市民の皆さん方にご迷惑をかけておりますが、この安芸高田市の暮らしの便利帳、これも作成いたしましたが、この訂正箇所、大変な訂正箇所であります。これも今朝ほど呼びつけて一体どういうことかと。訂正箇所の何をよけいまた今回も出してあります。物事へ本当に、あるいは広報であるとかいうものも、本当に老人の方、一人暮らしの老人の方が見ていられるような今日、ITであるとか、いろいろな単語が英語の単語があります。当然年寄りの方、解っていただけんです。それを今の若い編集者は自分は知っとるからといって平気で使います。これも強く叱咤したところです。やはり見る側に立って物事を判断する、まさに皆さんからご指摘いただいております

に、今非常に混雑しております。これは理由になりますが、支所を、出張所を置いたことは住民に対するサービスの低下を防ぐと、あるいは地域振興会の育成ということへ力を入れとりますが、住民へのサービスの低下を防ぐという意味でやっておりますが、現在のとらえ方はたらい回しのようなことで、支所長あたりもしゃんとして、権限の問題もありますが、自分のこととして、市民のこととして取り組んで、直ちに上部へ上げるとか、私へ連絡するとかしていただければ、私は直ちにやります。ご承知いただいておりますように、この前の澤崎医院のところの柵、これは去年、一昨年、先の一昨年頃から、もう吉田町へは言うたと言って澤崎先生が言われましたが、あこがちょっと下に降りる段が非常に危険です。澤崎病院行ってこちらの方へ薬をもらいに行くんでも、先般三次広域国道工事事務所へ行きまして、あこは歩道であるが下へ向いて私道になつとると。水路がありますので、管理道がありますが私道になつとる。三次の事務所に構っていただければ危険であるので歩道でも私道が勝つとるんで、私の方でやりますと言ったらつきまして、見ていただきまして直ちに設置していただきました。一人、二人人が転んだ経緯もあります。そういうことも含んでやっておりますので、今後も何かにつけて職務執行者、私の全責任でございますので、今後職員もよく注意して市民の皆さんにご迷惑の無いように当たりたいと思いますので、何分のご理解をいただきたいと思っております。

○桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

○浮田委員 委員長。

○桑岡委員長 浮田委員。

○浮田委員 浮田です。私が冒頭本所対支所の役割分担といいますが、そういう点につきまして質問をいたしました。その時職務執行者がいらっしゃいませんのでそれ以降続きをしませんでしたが、改めて職務執行者の答弁を求めます。

○桑岡委員長 浮田委員さん、再度質問をお願いいたします。

○浮田委員 大体本来は私は委員長並びに事務局の方が再度私は質問をしておりますので、詳細について言うのが本意だろうと思いますが、そういうことでありますので、再度質問します。

わしこの予算を見ましてですね、本所対支所の予算の振り分けがどのようになつとるかということにつきまして、よくわかりません。そういうかたちの中で、いろいろ分析してみますと本所対支所の役割はどうなるんだろうか。本所対支所の今後の対応はどのようになるんだろうかというようなかたちと、もう1点は、どうかといいますが本所に権限が集中しておるんじゃないかと。先ほど職務執行者が言われましたが、今後行政と市民が汗を流しながら、要するに協働のまちづくりをする、あるいは本当に人輝く安芸高田市を建設するためにはですね、もうちょっと支所の権限をある程度増やすべきではないかというようなことが思えてなるんですが、その点につきまして再度職務執行者の見解をお聞きした

いと思います。

○織田市長職務執行者

はい、委員長。

○桑岡委員長

織田職務執行者。

○織田市長職務執行者

はい、先ほどもちょっと申し上げましたが、支所の支所長の権限は、本庁の部長と同じ権限を持たせております。今回の予算は暫定予算でございます。義務的経費、あるいは經常経費、7月までの。それを主にやっております。しかし、先般も申し上げましたが、やはり今分所方式を取っておりますが、これはあっち行ったり、こっち行ったり大変連絡業務の効率化の支障をきたしております。あるいは、広域行政の時も火葬場の問題等の点と、全ていただいております。あるいは、庁舎ももう吉田町のこの役場の公民館の倒してそこへ立て替えると、こういう審議をしていただく皆さん方の委員会と申しますか、そういうものを作っていたら必要があるので、これは予算に載せとります。さらに基本構想と申しますか、基本計画も直ちに委託して取り組んでいきたいというように考えておりますが、これは市庁舎の問題ですが、火葬場とかああいうものは場所が決定しないと、あるいは市民センター、自治総合センター辺りも、場所の決定をみないと基本的な構想委託料で構想を起こすことができませんので、そこらも一緒に考えて早急に対応して参りたいと。そのかわり議員の皆さん方の委員会、検討委員会と申すのが適当であるかわかりませんが、そうした審議委員会であるとか、内容の審査とかいうようなことで、委員会の別に構成をお願いすることと思いますが、それは議長とよく相談して決めたいと思います。その他委員さんと決めたいと思いますので、その節はよろしくお願いたします。

以上でございます。

○桑岡委員長

他に質疑はありませんか。

○松浦委員

委員長。

○桑岡委員長

松浦委員。

○松浦委員

管財課長さんですか、ちょっとお伺いするんですが、財産管理費の中の使用料及び賃借料6,572万円、この中身は何を計上しているのか教えて下さい。

○西本管財課長

委員長。

○桑岡委員長

西本管財課長。

○西本管財課長

はい、委員長。財産管理費の使用料及び賃借料6,572万円でございますが、これにつきましてはですね、庁舎の清掃費、清掃委託ですね、こういったもの。それから宿日直業務の委託ですね。受水槽の清掃業務の委託、それから電気の保安業務、消防の点検委託料、大体こういったものがですね、大まかなものでございます。よろしいでしょうか。

○織田市長職務執行者

はい、委員長。

○桑岡委員長

織田職務執行者。

○織田市長職務執行者

せっかくの機会でございます。先ほど連絡が入りましたが、3月期の特別交付税4億6,000万ぐらいですか、全体では安芸高田市の全体で9億

4,900ぐらいで約財政の方、総務部長らが予測しとるこの度の合併に伴いまして、1億6,000あまり、やはり県も非常に頑張ってくれますし、知事も約束してくれた以上に国の方へ働きかけてくれまして、約当初予定より1億6,000万円ほど、はっきりした数字は今持ち合わせておりませんが、そういう結果になっております。今後本当に合併して良かったという市づくりに向けて、次の市長へよくよく伝えて私は4月19日まででございますが、よくよく伝えて各部長、課長、職員に今後のまちづくりに力一杯の努力と知恵を出すように、よく伝えていきたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

○明木委員 委員長。

○桑岡委員長 明木委員。

○明木委員 先ほどからですね、同僚議員の方からもいろいろ出てるんですけど、今回の暫定予算は確かに義務的経費等ですね、内容になってます。しかしながら経常経費等ですね、やはりこれから起債がまだまだ増えていく。公債比率もどんどん増えていくというなかでですね、やはりこれは企業的な観念から見てですね、今からの市をですね運営していく必要があると思われるんですね。その中で如何に1ヶ月ちょっと余りのですね、職務執行者という立場でありながら、今回の経常経費を出すにあたってですね、暫定的な経常経費ではありますけど、予算でありますけど、それに対するまず理念をお聞かせ下さい。それからですね、その後に対して総務部長の方からですね、その理念に対しての目標を、どういう目標を立ててこの暫定予算を立てられたのか、目標について教えていただきたい。その後、続いて具体的な対策としてどのようなところをこの公債比率が上がっていく上でですね、どういうところを具体的に経常経費をですね、コストカットしていくのか、その辺りの対策をどのように考えられているのか、3点についてお伺いします。

○織田市長職務執行者 はい、委員長。

○桑岡委員長 織田職務執行者。

○織田市長職務執行者 はい、私は新市長が決まるまでの職務執行者ということで、経常経費、あるいは義務的経費をそして政策経費というのは、本来広域連合が取り組んだ問題、あるいは庁舎の問題等については配慮をいたしておりますが、その他の政策的な経費については新市長の下で行われますが、合併に際しての職員の退職勧奨、これは退職手当組合の方にも強く働きかけまして、元は50歳以上でありましたのを45歳に引下げて、引下げても引上げるといいますか、そうしたことで勧奨といえますか、そういうこともやって参りました。ご承知いただいておりますように、地方公務員法で身分は保証されております。しかし時代は大きく変革いたしております。公務員といえども知恵を出し、力を出してその地区の市民、あるいは町民のために働くという義務があります。当然行わなければならない義務がある。権利を主張する以上は、義務を果たすことが大切だということを私は常々職員には言って聞かせておりますが、今回も新し

い市になりましての人員適正化計画等も考えていく必要があるかということ、今草案をとりまとめ中であります。隣の市であるとか、県であるとか、市であるとか、一律職員の給与を何パーセントカットというような時代に来ております。例えば一昨日の神楽門前湯治村の職員の募集、70何名の方が応募してまいりました。湯治村の職員、同じ3セクであっても全然形態が違います。能率主義で評価制度を設けております。勤務評定、あるいは評価制度、導入をする必要がありますので、今後はそれで導入いたしますし、今は課長級ぐらい格付けいたしておりますが、いつまでもそこへおるという制度にはなりません。力次第で若い者を課長に抜擢していくとか、いろいろなことが考えられます。そうした今後は制度の導入も検討しながら、人員の適正化計画言うて今は消防署、あるいは保育所、幼稚園、役場本庁、支所以外にも多くの職員を抱えております。例えば保育所であるとかいうものは、早朝保育、あるいは最終の夜遅くまでの延長保育やっておりますが、非常に人件費がかかります。かかるかといってこれをあげるわけには参りません。一律に新しい市でやっていくようにいたしております。例えば高田郡内で保険税、一番安かった美土里町であります。今度は一番高くなります。これは住民の、美土里町は10ヶ月の徴収でございますが、これは8ヶ月になります。平均美土里町の間場合は1所帯当たり1万数千円の上がりがあります。よくよく地域の人には、私にご理解をしてやはり市全体でこういうことは考える必要があると、やはり吉田町あたりは医療機関も多いし、医療にかかる機会も大いにあります。従いまして今度はうちの方は置き薬といいますが、そういうような使用率が非常に、一度私は調査したことがありますが、高うあります。どちらがよいかといってもやはり予防医療の時代でありますので、やはり高齢者の方の受診率の適正化、二つも三つもかかりよっては老人クラブを通してよくよく徹底をするようにいたしておりますので、今後もいろいろな面について住民のご理解を得ながら、職員の適正な配置と申しますか、報酬の適正化等も検討して参るような仕組みになるものと、私は期待をいたしております。

以上でございます。

○新川総務部長

委員長。

○桑岡委員長

新川総務部長。

○新川総務部長

はい、市長職務執行者の方から、今ご説明がございましたように、基本的な考え方につきましては執行者のご説明の通りであります。ただ、計数的なかたちの観点からですね、ご説明させていただければ、先の平成14年度ですね、歳入歳出の決算の状況を見させていただきますと、旧町村の状況のなかでもですね、一目で見させていただきますとわかりますように、非常に旧町村の段階もですね、苦慮されておると思いますね。自主財源もありませんし、その財源をですね、旧町村で計上する時には基本的には旧町村の財調基金等取り崩して予算計上されてた過程があるんではなからうかと思っております。今回こうした16年度予算編成にあ



たつてですね、標準財政規模の1割と、また事業に投入する財政調整基金いまいしょうか、目的基金いまいしょうか、それぞれ各町村によってですね、角度は違いますが基本的な考えはですね、ある程度皆さんご承知いただいとるところではなかろうかと思っております。そうかといいいまして、こうした安芸高田市3月1日スタートしとるわけですから、やはり人輝く安芸高田市という基本理論をですね、ある程度早く目標をもたなくてはいけないのではなかろうかと思っております。当然、その為には新市の建設計画はもとよりですね、それを達成するということになれば、職務執行者今ご説明しましたように基本的には経常的な経費の削減ということは一番ではなかろうかなと思っております。そういうことを今現在やっておることをですね、旧町村がやっておることをそのまま引き継ぎますと、絶対経費の削減は出来ないと思っております。だから旧町村のやっておられることを議員さんをはじめ、市民の皆さんに協力を得ていただいてですね、やる必要があるのではなかろうかと思っております。ただ数字と言葉だけではこれは出来ないと思います。そういう理論をですね、私は持たせていただいて予算編成というものの編成を考えさせていただきたいと思っております。例えば旧町村にもいろいろな施設があります。保育所とか、給食センター、町村によってはですね、いろいろな学校の施設があります。そういうことは早く、出来るだけ早く整理統合するということも必要になってくるのかなと思っております。そういうことを抱えながら、ある程度臨時職員対応、また非常勤対応等を実施しておりますが、ある程度民間に委託出来るものについてはそういうことも考えていかななくてはならないというような状況も考えさせていただきたいと思っております。それと職務執行者から職員の適性化という問題点が出ておりますが、私も本会議の方でいろいろご説明させていただきましたように、今日の財政状況というものをですね、ある程度行財政改革を取り組む必要があるんじゃないかなろうかと思っております。そういう状況の中で、やはり現在の行財政改革大綱というものを作成しましてですね、今日の交付税等の削減措置に対応出来るような、大変厳しい財政状況が生まれてくるわけですから、現実の出来る改革といいましょうか、そういう皆さんに理解していただける改革をですね、取り組んでいく必要があるんじゃないかなろうかと思っております。

当然、職員のみならずですね、議員の皆さん方の、また市民の有識者の方を交えたですね、この改革の組織というものも作っていく必要があるんじゃないかなろうかなと思っております。そういう段階を踏ませていただいて、今後におけるそういう課題をですね、解決していく調査研究も必要ではなかろうかなというように思っております。新しい市に向けてですね、そういうことをある程度考えさせていただきながら、本予算のですね、編成をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○明木委員 委員長。

○桑岡委員長 明木委員。

○明木委員 今ですね、具体的な目標をどうもありがとうございました。その中でですね、今言われたことは大体長期的な展望に立ったですね、コスト削減というふうに捉えさせていただいたんですけど、今回の暫定予算の中でですね、短期的なものでどのようなことを考えられているのか、それがどのように織り込まれているのか、この暫定予算の中に。それをもう一度お伺いします。

○新川総務部長 委員長。

○桑岡委員長 新川総務部長。

○新川総務部長 この今回の暫定予算、説明段階でもですね、説明させていただいておりますように、旧町村のやられていることをですね、市がスタートしたからと3月1日ではいじゃあ全部カットするよということは出来ないわけですね。だから当然それは時間をかけさせていただいて、精査していく必要があるだろうと思います。どこの町村もそういう町民のためにですね、やられた事業をですね、以後それじゃあカットするということはナンセンスだと思います。そこらを十分考慮させていただいてですね、皆様のご意見をいただきながら、本予算の編成というものが必要になってくるんじゃないかなと思っております。よろしく申し上げます。

○桑岡委員長 他に質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時28分 休憩

午後3時31分 再開

~~~~~○~~~~~

○桑岡委員長 再開いたします。

続いて議案第11号の内、自治振興部に関わる部分を議題といたします。自治振興部長から要点の説明を求めます。

○田丸自治振興部長 委員長。

○桑岡委員長 田丸自治振興部長。

○田丸自治振興部長 それでは、まず出席しております職員につきましてはお手元の方に職員の名簿、それから事務分掌等お配りしておりますので、それをご覧いただければといふうに思います。係長以上が出席しております。

それでは自治振興部に関わる平成16年度暫定予算の概要につきまして、私の方から説明をさせていただきたいと思います。

なお、予算の要点につきましては、担当課長の方から後ほどご説明を申し上げます。

まず本予算は、7月までの4ヶ月の予算でありますので、基本的には経常的経費4ヶ月分を計上しておりますけども、指定統計等、本年度の予

算が成立する前に着手が要請されている事業や、指定管理制度等に伴う委託料等、年間を通して契約する必要がある事業等につきましては、1年間分を計上させていただきとります。さらに今回の合併にあたり、高田郡6町で協議をし、合意をしてきた重点事業等がございますけれども、こうした事業につきましては新市長誕生後、本予算が議決される以前に新市長が調査研究や諸準備等に着手する可能性もございますので、企画費の委託料や自治振興部の報酬、報償等に一定の配慮をさせていただいております。また、支所の地域振興課には支所の総務的業務と自治振興部と連携をする地域振興関係業務がございますけれども、この支所の地域振興関係業務の予算につきましては自治振興費に計上しておりますので、ご承知おきをいただきたいというふうに思います。また同様に、自治振興部でございます、地域振興課に関わる予算も自治振興費に計上しております。

それでは担当しております課長から、要点についてご説明申し上げます。

- 武岡企画課長
- 桑岡委員長
- 武岡企画課長

委員長。

武岡企画課長

企画課長の武岡でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは私の方から電算処理予算関係につきましては担当主幹がおりますので、後ほど主幹の方から説明させることにしまして、それ以外の企画関係予算につきましては要点のご説明を申し上げます。

まず最初に35ページの方、お願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目の文書広報費であります。546万6,000円計上いたしております。ご案内の通り今回の予算は暫定予算ということでございまして、事務事業の執行に伴います経常経費につきましては通年予算の4ヶ月分を基本に計上いたしております。但し、経常経費にありましても契約に基づき年間予算の必要な委託料等につきましては、通年予算として計上いたしておりますのでご理解をお願いいたします。主なものとしたしましては、11節の需用費の393万3,000円でございますが、これは広報安芸たかたの印刷製本代が主なものでございまして、4ヶ月分を計上いたしております。次に13節の委託料の126万円でございますが、これは3月1日より運用開始いたしております新市のホームページの保守管理委託料で、1年分を計上いたしております。

次に37ページをお願いいたします。

7目の企画費であります。2,598万9,000円を計上いたしております。歳入特定財源といたしましては国、県支出金が2,000円、存目といたしまして計上いたしております。その他が62万8,000円でございます。

22ページをお願いいたします。戻って22ページの方、お願いいたします。

1目総務費県補助金1節総務管理費県補助金といたしまして、存目であります。土地利用対策事業費補助金並びに生活交通路線維持費補助金を

それぞれ存目として計上いたしております。その他の62万8,000円につきましては16ページの方お願いいたします。

11款の使用料及び手数料1項の使用料4目の労働使用料につきましては、市営駐車場の使用料62万7,000円を計上いたしております。また存目でございますが雑入といたしまして1,000円を計上いたしております。

37ページに返っていただきまして、予算の内訳につきましては説明欄に記載しておりますが、企画管理費が1,168万8,000円、土地利用対策費が9万9,000円、めくって交通対策費が557万円、安芸高田市建設計画費が863万2,000円、合計で2,598万9,000円でございます。主なものとしたしましては需用費の167万6,000円ですが、安芸高田市の市制要覧の作成経費、また吉田口駅、甲立駅の電気代等維持管理経費が主なものでございます。また委託料の1,893万8,000円でございますが、甲立駅前広場、また向原駅のトイレ、また周辺の清掃業務の委託料他、冒頭部長の方からも申し上げましたが、今回の合併にあたり6町で協議して合意形成がなされた重点事業等もあるわけでございまして、そうした事務事業につきましては新市長が決まり次第、速やかに調査研究、また準備に着手出来るよう計上いたしておるものでございます。次に19節の負担金補助及び交付金の385万5,000円でございますが、芸北広域市町村圏協議会、広島県地域振興対策協議会、内陸部振興対策協議会、広島広域都市圏懇談会等各種協議会の負担金を通年予算として計上いたしております。

続きまして39ページをお願いいたします。

12目の自治振興費であります。この予算に関しましては自治振興部の3課が関係いたしておりますが、企画課におきましては事務分掌で第3セクター等につきまして所管をいたしておりますので、説明欄に外郭団体補助費の1億7,717万5,000円につきましてご説明申し上げます。具体的には13節委託料の1億6,813万2,000円の内、1億6,545万4,000円が外郭団体分の委託料でありまして、先の臨時会で公の施設として管理運営を指定管理者に行われることとしてご同意をいただきました、神楽門前湯治村の委託料が3,700万円、同じく道の駅北の関宿が1,400万円、八千代サイクリングターミナルが8,399万3,000円、土師ダム周辺施設に関わるものが3,046万1,000円でございます。また、19節の負担金補助及び交付金3,091万円のうち1,172万円が企画課関係でございまして、主なものとしたしましては財団法人吉田町地域振興事業団への運営補助金が1,103万円でございます。

次に45ページをお願いいたします。

5項の統計調査費1目の統計調査総務費でございますが833万1,000円計上いたしております。主なものにつきましては職員の人件費でございます。次に2目の指定統計384万6,000円計上いたしております。平成16年度におきましては、8つの調査が実施の予定でございます。一番大きな統計につきましては農林業センサスでございますが、これにつきましては来年2月の実施予定でございまして、暫定におきましては一部のもの

しか計上しておりませんが、他の調査につきましては実施時期も5月、6月のもございまして、通年予算として一年分を計上いたしております。

以上で要点の説明を終わります。

続いて主幹の方から39ページの総務管理費11目行政情報処理費につきまして、説明をさせていただきます。

○山 縣 主 幹 委員長。

○桑岡委員長 山縣主幹。

○山 縣 主 幹 それでは39ページをお願いします。11目の行政情報処理費についてご説明いたします。

予算枠は1億9,764万3,000円でございますが、この内歳入の方6万7,000円みております。これは広域ネットワークを市内80数力所張り巡らせておりますが、その本線は自設であります。共架しとる電柱はNTT、または中国電力でありますので、その電柱が動く際に移転補償費として入って来るものがあります。その年間20万ばかりありますので3分の1を計上しております。その他財源はありませんので、全て一般財源です。

それでは歳出の方ですが、説明の方にありますように大きく分けまして行政情報処理費はですね、ネットワークの処理経費と電算処理の経費に分かれます。ネットワークの処理経費は広域連合の方で整備をされた広域行政ネットワークの経費について3,304万2,000円となっております。それから実際の電算処理費につきましては1億6,460万1,000円計上いたしております。

それぞれの節について説明いたします。需用費についてですが、これは各電算システムですが用紙代であるとか、プリンターのトナー代、それからパソコンの修理代というものをですね、計上させていただいております。それから役務費は、これは本庁と支所、それから分庁舎、出先機関等の接続をですね、NTTの回線を使って利用しているものであります。これの通信費とインターネットへの接続料としてプロバイダーの方へ接続を行っております、その接続の料金の役務費でございます。それから13の委託料が1億1,268万5,000円ございます。この内容でございますが、これはネットワークの管理補修委託、それから6町が合併した際に3つのシステムがございましたが、それを統合しております、その67の業務とそれから戸籍をシステムを新規に導入しております、そのソフトの保守委託と、サーバーと言いましてデータを蓄積し演算する大きな機械がございます、それらの主要な機器の保守の委託代金。それから合併時にはですね、開発を待っていただいているというシステムもございます。そういうものの開発を今回新規開発として10業務程度行うという予定にしております。それと現在開発を完了しておりますが、それについての機能の追加ということも必要になってきておりますので、その機能追加の委託。それからご存知のように児童手当の方がですね、改正が見込まれておりますので、大きな改正になりますので、その法改

正ということで、これは委託費でございますので1年分を計上してあります。それから14の使用料及び賃借料でございますが、これは広域ネットワークの先ほど言いました電柱でございますが、これ共架でございますので、その電柱への使用料。それからソフトの方なんでございますが、企業版のウィルス対策ソフトをですね、入れとります、その使用料。それから旧町のシステムが一応今年度6月の末までは運営しますので、それも運営しております。それで各旧町ですね、機器のリース代の残額を計上しております。これも全て1年分を計上しております。それから15はですね、ラン配線を今やっておりますが、床配線については仮設しておりますのでモール等での本設をするように工事を見込んでおります。それから18の一般備品の購入費でございますが、これはロッカー等の購入したいということでございます。それから19の負担金でございますが、主なものは県北情報センターへですね、美土里町、高宮町、甲田町、向原町は県北情報センターの方の組合で接続をされております。それで6月末まではそれをですね、参照したりしてということで見ていきますので、その3ヶ月間の端末設置に伴う負担金が必要ということで、それを主なものとして計上しております。以上でございます。

○小田自治振興課長

委員長。

○桑岡委員長

小田自治振興課長。

○小田自治振興課長

はい、それでは自治振興課の予算についてご説明をさせていただきます。39ページをご覧ください。

39ページの目、自治振興費でございます。これにつきまして説明欄に基づきまして説明をさせていただきます。まず自治振興総務管理費235万3,000円でございますが、この経費につきましては地域振興に関わる旅費、またはその他事務費でございますが、これを各支所の経費も含めて計上させていただいております。それから地域振興会の住民自治組織の活動支援、または育成支援を図るということで、地域振興推進員を設置をいたしておりますけども、これの報酬等の経費を計上しております。また、更に地域振興を図る上での地域リーダーの育成であるとか、職員を含む人材育成というのが重要であることから、研修会の開催のための講師謝礼、これは外部の講師でございますが、これを見込んでおります。この中で主な経費でございますが、地域振興推進員の報酬等、それから各支所の事務費等が主なものでございます。それからまちづくり委員会費でございます。これは76万7,000円を計上させていただいておりますが、このまちづくり委員会につきましては合併協議の中で、合併後の新市のまちづくりに住民の意向を反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するということで、まちづくり委員会が設置することになっております。住民活動を通じて得られた地域の課題や展望といった住民の声が行政施策に反映されるよう、協働のまちづくりを推進するシステムとしてこのまちづくり委員会が位置付けられると思っております。このまちづくり委員会につきまして、その委員会の開催に伴う

報酬及び事務費としての消耗品費を計上をいたしております。主な経費につきましては委員会の開催にあたる委員の報酬等がこれにあたります。続きまして地域振興支援費2,563万4,000円でございますけども、この費用の中でございますが、地域振興施設として高宮町のエコミュージアム川根、これは研修宿泊施設でございますが、それと同じく高宮町のレインボーファーム、これはニュージーランド村の中にあリまして、イベントの紹介であるとか、特産品の加工販売施設でございますが、この施設の管理経費、報酬、賃金、電気料、浄化槽等の管理委託料がこの中に計上しております。エコミュージアム、レインボーファームの施設経費につきましては、総額は644万円が計上しております。それから地域振興組織の活動支援でございますが、合併協議の中で地域振興施策については新市に引き継ぎ、地域づくり活動が充実するよう育成支援するというようになっております。現在各町で各地域において、地域振興会の設置が進められておりますけども、現段階での設置状況につきましては吉田が4、八千代が4、美土里が4、高宮が8、甲田が3、向原が9ということで、現段階では32の組織として地域振興会が設置されるということになっておりますが、一部地域において、現在設置に向けて調整が行われているということで、これについても15年度内、3月内には振興会の設置が見られるということをお聞きしております。また、この各地域においての意見集約や、活動連携を目的とするということで振興会組織の連合組織を設置していただくということになっておりますが、現在一部地域が調整がされておりますけども、16年度当初にはこの連合会組織が設置されるということの見込みであります。これらの地域振興組織の育成、または活動支援に対する暫定期間中の助成金、活動助成金として予算を計上させていただいております。また、暫定期間中に開催される美土里祭、または向原の菖蒲祭り等の地域イベントに対しても、この助成を計上しております。主な費用につきましては、地域振興会への活動助成ということでこの経費を計上しておりますが、この地域振興会への計上分として1,400万を計上をいたしております。主な概要については以上でございます。

○田丸自治振興部長

委員長。

○桑岡委員長

田丸自治振興部長。

○田丸自治振興部長

はい。自治振興部でございます地域振興課につきましては、吉田地域の地域振興組織を育成し、なおかつ、吉田町内のですね、もろもろの計画であるとか地域振興の総合調整をする部署でございますけれども、先ほど説明がございました自治振興費の中に、予算を入れ込んでおりますので地域振興課長からの説明については省略をさせていただきます。以上でございます。

○桑岡委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○岡田委員

委員長。

○桑岡委員長 岡田委員。

○岡田委員 これさっき説明聞くとですね、38ページですね、安芸高田市建設計画費というのが入るとるわけですが、これは甲立と向原の駅の周辺と、市長が決まったらすぐ着手する予算も含まれとると。しかし説明であったからそのようになってるんじゃが、暫定予算というのは建設計画には大体組まん言いながら一部は組んどるとか、そりゃあ安芸高田市が発足するまでのこれまでの経過から組んだというんですが、金額はこれなんぼ含んどるんですか。

○田丸自治振興部長 委員長。

○桑岡委員長 田丸自治振興部長。

○田丸自治振興部長 先ほど申しましたのは、この間6町の合併に伴いまして、例えば先ほどありましたまちづくり委員会をですね、立ち上げていくということは、既に6町の合意でございますし、早急に着手する必要があります。また、新しい庁舎の建設でありますとか、さらには文化ホールを含めた総合福祉保健施設でありますとか、等々の事業についてはやはり合併特例債等も非常に不可欠の状況の中で、早期に着手した方が良いだろうというのが6町の合意であったというふうに、私たち理解をしています。今回計上しております事業につきましては、事業の着手をするということではございません。調査研究、更には準備ということが新市長誕生後、あるいは必要であるかもわからないということがございますので、その予算を一定程度委託費の中に見込みをさせていただくとということでございます。金額については企画課長の方から答弁させます。

○武岡企画課長 委員長。

○桑岡委員長 武岡企画課長

○武岡企画課長 先ほど申し述べましたが、委託料の内193万8,000円につきましては、向原駅、また甲立駅等の管理委託に充当いたすということでございまして、残る1,700万円を調査研究等ですね、委託料に考えておるところでございます。以上でございます。

○桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

○浮田委員 委員長。

○桑岡委員長 浮田委員。

○浮田委員 浮田です。39ページですね、先ほど担当課長の説明で地域振興支援費ですね、2,563万4,000円の中で、内訳をお聞きしたと思うんですが、ちょっと再度説明をお願いしたいと思います。

○小田自治振興課長 委員長。

○桑岡委員長 小田自治振興課長。

○小田自治振興課長 それでは地域振興支援費2,563万4,000円の経費でございますが、これにつきましては高宮町にあります地域振興施設として位置づけがされとりますけども、エコミュージアム川根、レインボーファームの2施設につきましては施設維持管理経費が入っております。これには報酬として126万9,000円、それから賃金としてこれは臨時職員に対する賃金でござ



いますが65万1,000円あまりということと、それから需用費として施設の電気料でございますけども電気料が152万7,000円あまりということで、そこらと、それから浄化槽であるとか消防施設の点検であるとか、こういった経費等がございますので、そこらを含めてその施設経費として644万円が計上しております。そして残りの1,919万円でございますけども、この経費につきましては先ほど申し上げました地域振興会への活動助成並びに地域が行われています祭り等の活動に対しての助成ということで、1,919万円を計上したものでございます。以上でございます。

○浮田委員 委員長。

○桑岡委員長 浮田委員。

○浮田委員 各町の地域振興会の助成の件ですけども、これ4ヶ月の暫定予算であるんでこんなだと思っておりますけども、要するに合併協定の中でですね、各町の振興会立ち上げについてはですね、400万円一応各町に助成しようということで話しが進んだと思っておりますが、そのですね、関連性についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○小田自治振興課長 委員長。

○桑岡委員長 小田自治振興課長。

○小田自治振興課長 現在の振興会への活動助成として1支所あたり400万ということでございますが、これを年間予算にいたしますと2,400万ということになります。現在各町の地域振興会の現状であるとか、そこらのところを現在調査を続けながら各支所の方と連携をしながらということにしておりますけども、この活動助成金の配分時期等につきまして、これはこの暫定期間内に配分予定があるもの、それから暫定期間を過ぎて配分がされるものということで、当面この配分時期が暫定期間中にあるものということで、1,400万を計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○浮田委員 委員長。

○桑岡委員長 浮田委員。

○浮田委員 説明はわかりますけども、大体ですね、4月から3月で各町ですね、振興会の事業計画、あるいは予算というのが立てられると思うんですよ。それで我々の八千代でもですね、4月の内に総会をせんにゃいけんというようなことで、今、事業計画予算について検討してはるんですが、なるほど今説明の中で4ヶ月の暫定ということでですね、各町に400万ということの計上がなされないということはわかりますが、年間を通してですね、合併時の協定書の中で一応質疑がありましたように、各町に400万の助成というのはですね、年度末でも何でもいいですが、要するに助成はするということが約束していただければありがたいというふうに思いますが、どうでしょう。

○田丸自治振興部長 委員長。

○桑岡委員長 田丸自治振興部長。

○田丸自治振興部長 各町の地域振興組織に対します助成につきましては、既に合併時の6

町の協議の中で、町長会でも各町400万円ずつということでご確認いただいとります。さらに正副の議長さんを交えた会議の中でも、当時の会長からそのように表明をされとりますので、当然そのことは、新市になっても継承されるものだというふうに私たちは理解しております。いうことでございます。

○桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

○熊高委員 委員長。

○桑岡委員長 熊高委員。

○熊高委員 39ページの行政情報処理の関係について部長並びに課長、山縣主幹にお伺いしたいと思うんですが、これは広域連合からの引き継ぎでずっとやってきた経緯があると思いますので、そういった流れの中で、当然新市の市長が決まらな方向というのは出ないというふうな思いはするんですが、そういった現状の中でこれまで広域連合でやってきた状況、そういったものを新市もスタートしましたんで、改めてネットワークの状況ですね、こういったものを我々にも再度示していただきたいというように思います。今後新市長が決まって、取り組むべきことが、当然いろいろとあると思いますけども、現在の状況の中で少なくともこの情報処理というのは今後大きな課題、あるいは重要なものになってくるとは思いますけども、そういった方向について新市の市長が決まれば、当然方向も協議されると思いますが、現在の段階で部なり、担当課、あるいは担当者の皆さんの中でこういった方向をすべきじゃないかというようなことで、現在の方向をどんなふうにとらえられるのか、そういったものが現段階で報告出来れば、触れておいていただきたいと思います。

○田丸自治振興部長 委員長。

○桑岡委員長 田丸自治振興部長。

○田丸自治振興部長 6町の合併協の時代にも一部方向性については、町長会なり、または正副の議長さんの場でご報告申し上げましたが、それ以降も実はまた、どんどんどんどん技術が進展して参っております。既に携帯電話では次世代型のいわゆる携帯電話が急速に普及しつつございます。これは携帯電話で動画が双方向で出来るものでございまして、私たちが光ファイバーを通じて各家庭でいわゆるカメラを付けてしないと難しいだろうというふうに、2、3年前に思ってた技術が、いわゆる無線、電波を使って携帯でできるというふうな状況までなっております。そういった意味では、1年前、2年前に私たちが判断をしとった材料というのは、言ってみれば昔の物語になっておるとい現実があるというふうに思っております。そういった意味では、合併協議の中で、この間約1年間休止しておりましたので、まずはこの1年間整備手法について早急に検討をしなければならいだろうという考え方を持っております。そこから先につきましては、新しい体制の中で、その整備手法等につきましては随時また企画の特別委員会等にもご報告申し上げながら進めていかせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

○明木委員 委員長。

○桑岡委員長 明木委員。

○明木委員 まず大きなところからいきます。自治振興部長にお伺いしますけども、これからのですね、自治の在り方として企業的な観点からですね、是非行政を運営していかないといけないということが叫ばれてる中でですね、先ほども総務部長の方にもお聞きしました、同じ質問です。その中でですね、いくら暫定予算であるにはしろですね、これから起債も増え、公債比率もどんどん増えていく中でですね、経常経費、これのコストカットですね、コスト削減をやっていかないとこれからの行政の運営には支障をきたすというものがあると思われます。いくら暫定予算だから今までのですね、6町のものを引き継いでやるんだと言われましてもですね、その辺は考えた上でやっていくのが当然だと思んですけど、やはりそのへんでどのようにお考えになってこの暫定予算を立てられているのか、確かに企業的思考ばかり考えるとですね、住民自治等ですね、自治振興会の育成とかその辺にも支障をきたすでしょう。特にまちづくりに大切なのは、この企画、そういうものが大切になってくる、それには経費がかかります。しかし、その中でもですね、どんなところで具体的にですね、経費の削減を考えられてこの暫定予算をやられたのか、まずそれをお聞きいたします。

○田丸自治振興部長 委員長。

○桑岡委員長 田丸自治振興部長。

○田丸自治振興部長 ご指摘の通りですね、極めて高い経常経費比率になるだろうというふうなことが想定されますので、当然新市においては徹底したコストの削減をしていかないといわゆる福祉の充実はもとより、投資的な事業等もですね、困難になると、そのような状況に陥りかねない、そういうふうないわゆる認識をもっております。一方で、今回の暫定の予算でございますけども、この予算は正直申し上げまして、昨年12月の段階に6町で担当者がそれぞれ自分の持ち場の予算をですね、精査をして組み立てたものでございますので、そういった意味では残念ながら6町のいわゆる現在やっている部分、また新市において合併時の協議に基づいて実施をしていく事業等々を、いわゆる総括的に入れたものになっております。そういった意味ではこの暫定予算は、残念ながらそういったいわゆる経常経費比率をどのようにしていくかとか、またはコストをどのように切り下げていくのかということかたちのものを大段に掲げて作成した予算ではないということは私は事実だろうというふうに思います。そういう意味では本予算策定時に、そういった視点で新たに再編をされるべきだろうと。当然、新市長のそこには判断というものも当然入って参りますので、そこらの判断をもとにしながら新予算で、本予算ですね、新たに策定をすべきものであろうというふうに思います。

なお、行政改革等々につきましては、これは新市長の下で新しい体制で、いわゆる行政の評価制度でありますとか、それから人事評価制度等々、または定員管理計画のもろもろの総合的な計画を立てて行うべきものであろうというふうに認識をしております。

以上でございます。

○明木委員 委員長。

○桑岡委員長 明木委員。

○明木委員 ありがとうございます。それではですね、ちょっと具体的なところでも質問させていただきます。先ほどですね、職務執行者の方からですね、今回の1ヶ月半余りではありますけど、それに対する理念をお伺いしました。その中でですね、高齢者等にですね、非常にわからない言葉なんかがある。例えばカタカナの言葉であるとかですね、そういうところが非常にわからないから、その辺を整備して情報を伝えるために広報誌の充実をしていかないといけないということも喋られました。それにしてもですね、高齢者にやさしい広報をするにあたってですね、今回のホームページは非常に字が小さい、読みにくい、そのあたりが全然充実されていないんじゃないかなというように思われるんですけど、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○田丸自治振興部長 委員長。

○桑岡委員長 田丸自治振興部長。

○田丸自治振興部長 委員ご指摘の通り、今回のですね、ホームページ。ひとつの画面、パッと開いたその画面の中に、もろもろの膨大な情報を入れ込んで、そこから枝分かれをして開いていくというかたちになっておりますので、見出しのページを含めて少し読みにくい、字が小さいということをご指摘の通りだろうというふうに思います。一応、トップページには虫眼鏡で画面が大きくなる装置もございますが、そこらあたりお年寄りの方がですね、十分使いこなしていただくかという問題もございますので、そういった意味では全ての文字を大きくするということになりますと、動きの問題を含めていささかどうであろうかということもございますので、とりわけ高齢者の皆さん方に必要な情報等につきましては、段階的にですね、文字等を大きくする等々の手法を取り入れていきたいというふうに考えとります。

以上でございます。

○明木委員 委員長。

○桑岡委員長 明木委員。

○明木委員 是非ですね、バリアフリーというのはですね、外の道路ばかりじゃないんで、建物とかですね、ハードばかりじゃありません。ソフトの方もですね、是非バリアフリーにしてもらいたい、それが今回の新市におけるですね、取り組みの必要性じゃないかと考えます。

もう1点、具体的なところでいきます。39ページのですね、先ほどの説明の中に外郭団体の補助費というのがありました。それはこの度の施

設管理の関係です、そこへ充てられる補助費ということであったんですけど、それにはですね、川根のエコミュージアム入ったと思うんですけど、それプラス地域振興支援費として川根のエコミュージアムにも出されてるわけなんじゃないでしょうか。

○桑岡委員長

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後4時18分 休憩

午後4時19分 再開

~~~~~○~~~~~

○桑岡委員長

再開いたします。

田丸自治振興部長。

○田丸自治振興部長

はい。その中にはですね、今申し上げました神楽門前湯治村の委託料、それから道の駅の管理委託料、サイクリングターミナルの周辺の委託料、それからサイクリングターミナルの一般管理費で、これが1億6,500万円あまりでありまして、それはその部分だけでございます。エコミュージアム等についてはそこには入っておりません。以上でございます。

○桑岡委員長

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○桑岡委員長

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後4時20分 休憩

午後4時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○桑岡委員長

再開いたします。

続いて議案第11号の内、市民部に関わる部分を議題といたします。

市民部長から要点の説明を求めます。

廣政市民部長。

○廣政市民部長

それでは私の方から平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算のご説明をいたします。

私の方から市民部、また各支所の業務概要を申し上げまして、各課長からそれぞれの課の予算説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

市民部、また各支所の市民係といたしましては、外来者の受付及び総合案内、戸籍関係、火葬場、狂犬病予防、また公害環境美化等を受け持つ市民生活課、また税に关します市民税、軽自動車税、市たばこ税、また固定資産税、土地家屋の調査及び評価、賦課の滞納整理等受け持つ税務課、人権啓発に关します男女共同参画などの受け持ちます人権推進課の3課を受け持ちます。予算関係ではございますが、本庁、各支所での

併せて計上しておるところでございます。

平成16年度の暫定予算としましては、主なる歳入としましては予算書で申し上げますと2ページをお願いいたします。

歳入でございますが主なるものとしましては、1款の市税の13億1,448万円。3ページから4ページの18款諸収入の3項貸付金元利収入の内、住宅新築資金貸付元利収入としまして2,183万6,000円が主なるものでございます。その他火葬場の手数料、また窓口業務の手数料等がございます。

歳出の方でございますが、5ページをお願いいたします。

5ページの2款総務費、2項徴税費9,702万1,000円、同じく3項の戸籍住民基本台帳費9,843万3,000円、3款の民生費1項社会福祉費の内、人権施策の推進に係ります人権推進費として2,339万8,000円、同じく隣保館費として3,607万2,000円計上しております。

同ページの4款の衛生費、1項の保健衛生費の内、火葬場費として2,890万8,000円、同款の2項清掃費の内、塵芥処理費としまして1億100万円計上しております。

また、6ページの10款の教育費、5項社会教育費の内、教育委員会と共同いたします人権教育推進費515万8,000円を計上しております。

以上、概要の説明を終わりました各課長の方からそれぞれの予算のご説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

- 佐々木市民生活課長
- 桑岡委員長
- 佐々木市民生活課長

委員長。

佐々木市民生活課長。

はい、失礼いたします。市民生活課でございます。市民生活課には戸籍住民係、環境衛生係、二つの係がございます。戸籍住民係におきましては、予算におきましては、戸籍住民費、それから国民年金費、火葬場費と組んでおります。環境衛生におかれましては、塵芥処理費、それから環境衛生費と二つを基本におきまして予算を計上させていただいております。

それでは詳細を説明させていただきます。まず歳入からでございますが、主なもので簡略に説明させていただきます。まず16ページをご覧ください。

16ページの款11使用料及び手数料の項使用料の3目でございますが、衛生使用料、その中で火葬場の使用料、これを498万3,000円計上しております。14年の実績が大体430件ございまして、その内の約3分の1、160件を予算化しております。

17ページでございますが、総務手数料に移らせていただきます。総務手数料の目で総務手数料、節で総務手数料の中で臨時ナンバー手数料を12万5,000円計上させていただいております。戸籍住民基本台帳手数料で740万4,000円計上させていただいております。内訳は説明欄に記載されている通りであります。

続いて18ページでございますが、衛生手数料の目の衛生手数料ですが、その内狂犬病予防手数料、これを97万9,000円、内訳としましては1頭当

たり550円の注射の手数料でございます。総計が1,780件の予算を措置をしております。

それでは歳出の方に移らせていただきます。41ページをご覧ください。

41ページの款総務費、目の戸籍住民基本台帳費でございます。今年度9,843万3,000円。内訳がですね、国庫支出金これは外国人登録の事務費委託料が組んでおります。その他の特定財源のその他の内訳でございますが、臨時ナンバー手数料の先ほど言いました12万5,000円と、戸籍住民基本台帳手数料740万4,000円を内訳でございます。主にですね、この歳出についての大まかなものにつきましては、14節の使用料及び賃借料でございますが、ここにおきまして郵政官署法による戸籍事務等の事務取り扱いを郵便局に問い合わせという分の美土里町、それから高宮町の関係でございます使用料及び賃借料が主なものでございます。

続きまして48ページから49ページにかけてでございますが、5目国民年金費でございます。この国民年金費は国民年金の資格喪失等に関わる事務費が主なものでございます。

続きまして57ページ、58ページに移らせていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費の中の7目環境衛生費でございます。その内当市民生活課の予算でございますが、右の説明のところでございますように環境衛生総務管理費875万9,000円というものが市民生活課の所管する予算でございます。その内訳でございますが、主なものにつきましては委託料、これは主に委託料が計272万3,000円でございますが、これにつきましては河川の水質検査等が主な委託内容でございます。また、その特定財源の内訳でございますが、その他の97万9,000円と書いてございますが、これが狂犬病予防事務手数料をここに特定財源として予算化しております。

続きまして58ページをご覧ください。

9目火葬場費でございます。この火葬場費につきましては合併以後、合併してからも合併前と同じ範囲内のところに対応していくというかたちを取らせていただいております。ですから市民の方が火葬の登録に届出にいられても合併前の従来通りの対応の範囲で行うというかたちにしております。その中で吉田、八千代をカバーしております蓬萊苑、それから美土里、高宮を含んでおります光台苑、甲田町の甲田火葬場、向原の流雲閣で分けております。蓬萊苑は992万8,000円、主な内容としたしましては委託料が主な内容でございます。これの計が約930万6,000円でございます。内容的には火葬技術者の委託料、それから霊柩車の運転業務の委託でございます。光台苑につきましても、主な支出の項目は委託料でございます。火葬技術者の用務委託、霊柩運転の業務というものが主なものでございます。光台苑の委託料の計でございますが約831万でございます。甲田火葬場につきましても主たる歳出の項目は委託料でございます。456万4,000円。流雲閣につきましても主な支出の項目は委託料になっております。

続きまして最後の段ですが59ページの塵芥処理費でございますが、これはですね、芸北広域きれいセンターの見積処理によりましてその負担金として1億1,000万を計上させていただいております。以上でございます。

○山本税務課長 委員長。

○桑岡委員長 山本税務課長。

○山本税務課長 失礼します。ちょっと風邪をひいとりまして声が出にくくなっておりますので、お聞き辛いと思うんですがお許しいただきたいと思います。

税務の歳入歳出について説明いたさせていただきます。歳入であります。10ページをご覧くださいと思います。

市民税の個人市民税であります。現年度分滞納分を含めまして1億6,740万円、法人市民税ですが8,143万円で、次に固定資産税ですが現年度分滞納分を含めまして9億2,810万円。続きまして国有資産等所在市町村交付金、これが500万円でございます。次に軽自動車税ですが、現年度分滞納分を含めまして8,105万円です。次に市町村たばこ税ですが4,050万円、次に入湯税ですが1,100万円。

続いて17ページの一番下の表をご覧くださいんですが、使用料及び手数料の款の中ですが、1の総務手数料、節の2ですが徴税手数料80万1,000円、これは諸証明の手数料及び公報閲覧手数料等であります。それと督促手数料であります。

次に30ページをご覧くださいんですが、一番下の表になりますが款で18番諸収入というのがあります。目の1の延滞金5万円、加算金1,000円、過料1万円。

32ページをご覧くださいんですが、2番目の表になるんですが18の諸収入、項の雑入なんです。目の1滞納処分費1,000円、2の弁償金1,000円、以上が税務課の歳入の明細であります。

続きまして支出の方であります。40ページの2番目の表になるんですが、款で2の総務費、項で2の徴税費1の税務総務費であります。8,154万4,000円あります。主なものを挙げますと11番の需用費が134万円組まさせていただきます。これは諸帳簿等の印刷代等が中心であります。次に委託料であります。3,147万8,000円計上させていただきますが、18年度評価替えに伴う不動産の鑑定業務等を本年度行います。その主なものがそういう鑑定業務になります。次に19番の負担金補助が87万4,000円ありますが、これは各協議会等の協会等の負担金等といったものであります。次に目の2の賦課徴収費であります。1,547万7,000円計上させていただきます。主なものですが8の報償費1,026万7,000円組まさせていただきます。内容は前納報償金、納税組合の奨励金であります。続いて委託料が353万4,000円計上させていただきます。これは地籍図が分筆等、合筆等された場合に税務課に保管してある地籍図を修正する必要があります。この委託料が主なものであります。



以上税務課の歳入歳出について、説明を終わらせていただきます。4ヶ月分の暫定予算で組んでありますが、部分的にはもう取り組まんにゃいけんものがありますんで、それも計上させてもらっとります。

○毛利人権推進課長

委員長。

○桑岡委員長

毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長

人権推進課の関係する平成16年度の暫定予算について、説明申し上げます。まず歳入から説明申し上げます。

31ページをお開き下さい。

18款の諸収入3項の貸付金元利収入2目の住宅新築資金貸付元利収入でございますけれども、その内訳として1節の住宅新築資金貸付金現年度分元利収入でございますけれども、4ヶ月分として1,976万4,000円計上しており、2節の住宅新築資金貸付金滞納繰越分元利収入として同じく207万2,000円を計上しております。続いて7目結婚支度資金貸付元利収入1節の結婚支度資金貸付金現年度分元利収入23万3,000円を計上しており、8目の世帯厚生資金貸付金元利収入1節の世帯厚生資金貸付金現年度分元利収入1万8,000円を同じように4ヶ月分として計上しております。

それから歳出に移らせていただきます。47ページをお開き下さい。

3款の民生費1項の社会福祉費1目の社会福祉総務費の19節負担金補助及び交付金4,230万4,000円の中に青少年健全育成会議の16万1,000円がそれに含まれております。同じく4ヶ月分として計上しております。

続いて49ページをお開き下さい。

3款の民生費1項の社会福祉費7目の人権推進費でございます。歳出の主なものにつきましては、8節の報償費でございますが、これは全市対象にですね、人権並びにですね、男女共同参画推進の講演会等の講師謝金として51万7,000円を計上しております。それから11節の需用費でございますけれども72万4,000円、各種研修会、大会参加費の資料代、あるいはまた人権啓発のチラシ、パンフレット料として計上しております。それから13節の委託料でございますが51万2,000円、住宅資金に関わるものでございますけれども、顧問弁護士への委託料が主なものでございます。

50ページをお開き下さい。

19節の負担金補助及び交付金742万5,000円でございますけれども、これにつきましては三次の人権擁護委員の協議会の負担金24万4,000円、それから解放運動団体の補助金513万3,000円、それから人権対策協議会の補助金50万円、それから旧6町分の女性会の補助金75万8,000円、これらが主なものでございます。それから20節の扶助費1,341万1,000円でございます。これにつきましては職業訓練校の就業援護資金が200万円、それから各種専修学校とかですね、そういう学校への就業支度金19万7,000円、これは一時金でございます。それから月額費用で充てるための技能習得資金11万4,000円、それから自動車運転免許の取得資金として30万円、それから高齢者援護資金1,080万円、これが支出の項目で

ございます。これらにつきましては、平成15年度までは旧6町ではですね、旧地域改善対策対象地域においてですね、出産費の補助とか、あるいは保育所ですね、通園補助とか、病気で入院、あるいは通院助成とか、高齢者の援護資金等助成しておりました。また、さらにですね、県の制度としては、職業訓練校の就業援護金や、あるいはまた各種専修学校の入校支度金とか、就業資金等を補助をして参りました。これらの援護資金というものを合併協の専門部会の方においてですね、見直しを図りまして、国とか県なんかの社会保障制度が制度化されたものも大部分その中にはあり、生活扶助的なですね、援護資金を廃止してから人材育成に係る援護資金を充実しようというようなことで、先ほど説明させていただきました5項目の援護資金としてですね、新しい市としてですね、給付して対象地域ですね、関係者に確かな技術を身につけていただいでですね、経済基盤を確立し、もってですね、差別解消に努めるとい資金でございます。それから続いて隣保館費でございます。隣保館の運営費でございますけども、向原町を除くですね、5つの旧町村ですね、隣保館なりですね、人権福祉センター等々がございます。八千代の人権福祉センター、それから美土里町の教育集会所を除いてですね、後の吉田、高宮、甲田町の会館等は全てですね、人権会館と名称が変わっておりますのでご承知おきをいただきたいと思ひます。主な隣保館費の3,607万2,000円の主な支出内容でございますけども、隣保館ですね、一般職員の人件費、これは5名分でございますが1,566万9,000円。それから隣保館の運営費として吉田町の人権会館からですね、美土里町の教育集会所までそれぞれ説明欄に書いてある通りでございます。それで施設のご説明をします。主なものをですね...

○桑岡委員長

説明の最中でございますが、皆様方にお諮りをいたします。本日の会議の時間が議事の都合により延長いたしたいと思ひます。異議はございませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、説明を続けていただきます。

○毛利人権推進課長

それでは説明を続けさせていただきます。

1節の報酬でございますけども、これは各人権会館の運営審議会議員の報酬20万5,000円と、それぞれの人権会館の非常勤特別職の人の館長、人権相談員、嘱託事務員の報酬802万8,000円でございます。それから2節から4節までの給料、職員手当等、公債費等は、先ほどご説明いたしました一般職員の人件費相当分でございます。それから8節の報償費152万5,000円でございますが、これは人権会館における隣保館教室の講師の謝金とか、あるいはまた人権講演会等ですね、講師の謝礼でございます。それから11節の需用費344万4,000円でございますが、これらは5ヶ所ですね、人権会館の事務費といひますか、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等でございます。それから11節の委託料26万3,000円、これは人権会館の管理費といひますか、清掃の管理委託料、

冷暖房の管理、浄化槽、警備委託料等でございます。それから14節の使用料及び賃借料243万6,000円、これにつきましては人権会館の事務機のリース料であるとか、テレビの受信料、高速道路の使用料とか下水道使用料でございます。それから19節の負担金補助及び交付金108万円でございますが、広島県の人権相談員と隣保館職員の連絡協議会負担金7万1,000円、それから県北の隣保館連絡協議会の負担金12万円、それから人権啓発の推進町民会議、それぞれ6町ともですね、世界人権宣言の町の実行委員会とか、基本法実行委員会等のですね、そうした会議がございます。そこらへの助成ということで70万7,000円、これらが負担金補助及び交付金の主なものでございます。

それから続いて81ページをお開き下さい。

10款の教育費5項の社会教育費4目の人権教育費でございます。これにつきましては部長の方から説明を申し上げましたように、市長部局の人権推進課と教育委員会部局の生涯学習課と連携をしながらですね、実施する。主には小地域の住民学習会等の費用でございます。主なものは515万8,000円がその費用でございますけども、8節の報償費225万円は小地域の住民学習会の指導者の謝礼でございます。それから11節の需用費102万円でございますが、事務用品といいますが、人権啓発の看板とか教材の印刷製本費とか、事務機器等のですね、費用でございます。それから14節の使用料及び賃借料48万円、これらはやっぱり住民学習会への会場借上料であるとか、あるいはまた各種研修会への参加者のバスの借上料等でございます。それから19節の負担金補助及び交付金51万円でございますが、県北の企業内のですね、人権啓発の研究大会の負担金とか、あるいはまた企業内の同和問題の連絡会とか、あるいは解奨生友の会の助成が主なものでございます。

以上で、人権推進課のですね、所掌する事務につきましてご説明を申し上げます。

○桑岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○明木委員 委員長。

○桑岡委員長 明木委員。

○明木委員 お尋ねします。市民部においてはですね、いろいろと税金関連とかありまして、滞納未収入金等の精査を必要とすると思ってますけど、先日も本会議上で質問並びにお願いを申したわけでございますけど、この度暫定予算ということでもありますけど、やはりこれら未収入金についてはですね、これから公債比率等も上がってくるわけですから、その辺でやはり対策とですね、方法と、あと数値目標を持ってですね、これからの対策が必要じゃないかと思われるんですけど、そのあたりどのようにお考えかお聞きいたします。

○山本税務課長 委員長。

○桑岡委員長 山本税務課長。

○山本税務課長 今、合併しましてですね、各町の滞納状況を把握したところなんです  
が、相当ありましてですね、3億をちょっと越えるくらいあります。それ  
ぞれ安芸たかた広域連合で取り扱っていたものも来ておりますんで、  
これはもう差し押さえを前提にして、どんどん来ておりますんで、引き  
続き間を置かずに進めていかにやいけんというように考えております。  
新たな部分については、もう一度いっぺんに6つが集まったもんですか  
ら、それぞれ個別徴収を丁寧にやって、丁寧という言葉はちょっとあれな  
んですが、こまめにやりましてですね、状況を把握して対策を考えてい  
きたいというように思っています。それぞれの税の徴収率なんですが、  
滞納額についてはそれぞれ6町が15年度集めただけは最低でも集めん  
にやいけんというふうに考えております。それ以上集めるようにやってい  
くつもりで、今考えております。

以上です。

○明木委員 委員長。

○桑岡委員長 明木委員。

○明木委員 はい、それではちょっと具体的なところへいきます。

まず、狂犬病対策費というのは予防費ですか、あれもあるんですけど  
ちょっとこれが市民部に関係するかわかんないですけど、鳥インフルエ  
ンザの方はこれは市民部に関係してるのかということで、もし関係して  
るのであればですね、対策はどのように取られているのか、それが1点。  
それから外国人登録の件ですけど、これ市民部で扱われていると思うん  
ですけど、ホームページ等でですね、外国人登録については英語の記載  
はあるんですけど、英語よりも実際に多いのはポルトガル語系とかです  
ね、中国語系が多いと思うんですよ。そのあたりの方の表示についてで  
すね、やはり対応していく必要があるんじゃないかと思われんですけど、  
その辺はどのようにお考えであるかということと、最後の50ページので  
すね、人権推進費20節の扶助費なんですけど、これ対象はどのようにな  
ってるか、以前は甲田町であればですね、全町民対象になってましたけ  
ど、その辺りは今回ですね安芸高田市となってどのように変わったか、  
それとも市民全員対象になっているのかという、その辺を3点について  
お聞きします。

○佐々木市民生活課長 はい、委員長。

○桑岡委員長 佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 鳥インフルエンザの件でございますが、鳥インフルエンザの対応の件  
につきましては当市民部ではございません。農林水産課の方で対応をさ  
れておりますが、市民からのですね、その状況報告、問い合わせにつき  
ましては私どもの方も全て対応してその結果、位置、状況につきまし  
て、全てその関係の方と連絡を取り合いながらですね、これを多量に発  
生してるものか、単独のものなのか、どうなのかというかたちで対応す  
るようになっております。ですからこれは何課、何課という基本は今の農  
林の方になるんですが、やはり住民対応につきましてはいろんな全ての

ところがですね、受けたところで対応するべきだろうと思っておりますし、今からでもそういう私どもの方の市民生活課の方ではその対応を続けさせていただきたいし、続けます。それから2点目の外国人登録につきましてのことですが、今言われるように今多いのは本当はポルトガル語の方、それから中国系の方じゃないかと言われることは私も確かだと思えます。来られる時にですね、やはり英語というのがある程度公用語と範疇になっております。その都合上やはりいろいろな外国に対応してやっていくこともそれは大切なことだと思はしますが、ある程度予算の関係ですとか、いろんなことがございますので差し向き今はその市内に在住されとる外国人の方に合わせたですね、その母国語による外国人登録の標識というのは、今は考えておりません。以上です。

○毛利人権推進課長 委員長。

○桑岡委員長 毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 扶助費の1,341万1,000円の対象者はどうかということでありまして、対象者につきましては先ほど説明申し上げましたように、旧のですね、地域改善対策のですね、対象地域の方でございます。これは全市における先ほど言いましたように旧地域改善対策の対象地域の方が対象となります。これは甲田町につきましてもですね、援護金につきましてはやはり対象地区の住民の対象となっていると把握しております。奨学金が旧町民の対象ではなかろうかと思っております。

○桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

○今野委員 委員長。

○桑岡委員長 今野委員。

○今野委員 今の説明でね、地対法というのがもう無くなったんだから、例えば美土里町なら美土里町で特定部落をこうしてやるんだというんでなしに、全市民をですね、全町民を対象に人権啓発をするというんなら話しがわかりますがね、また昔に逆戻りしてね、特定部落だけやるというのは如何なもんかね。どういう法律でやるんですかね。特定部落だけやるという法律があるんですか。

○毛利人権推進課長 委員長。

○桑岡委員長 毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 お答えします。扶助費の対象者の件でございますけれども、これは単市の事業として実施するものでございます。やはり現在なおですね、不就労の状況、経済的基盤が非常に弱い、あるいはまた学校なんかですね、就学率、あるいは高校、大学なんかのですね、そういう進学率等もですね、一般地区と比べて低いという面がありますし、そこらの部分を鑑みてですね、先ほどもご説明しましたように技術を身に付けてですね、就学の方を開いて、そして確かな技術を身に付けることによって経済的基盤を確かなものにするということですね、やはりしっかりした企業、あるいはまたそうしたですね、事業所へ勤めてですね、収入を得るようなこういう体制に持っていくということで関係の対象地区をですね、対

象としております。それからこれは別途のことになりますけども、奨学金につきましてはですね、高校以上、高校とか専門学校、あるいはまた短大とか大学等々につきましては全市の市民を対象にですね、貸付制度というかたちでですね、教育委員会が所掌してですね、新しい新市で奨学金のですね、貸付制度をこの度始めております。以上でございます。

○今野委員 委員長。

○桑岡委員長 今野委員。

○今野委員 やられるのはいいんですよ。やられるのに対してですね、どういう法律の適用で、どういう規則の中でそれをやらなきゃいけないか。いわゆるですね、心配するのはここはやるがここはやらないというたら、やるところとやらんとところとあるということは、いわゆる逆差別というように取られてもしょうがない、このように思うわけですよ。ですからどういう県なら県の条例で、法律なら法律でね、自治法なら自治法であるんかって。無いものをこうしてね、やると案外逆差別じゃないかと。ここを問うとるわけですよ。やれるやれんじゃないんですよ。

○廣政市民部長 委員長。

○桑岡委員長 廣政市民部長。

○廣政市民部長 扶助費につきましてはですね、原則的には各それぞれの今日の合併の部会において、その町の単独の事業として行われていくというのが原則です。新市になりましてそれをどのようにするかということ協議をされていると思いますけど、その今までそれぞれの町に実施されているものを尊重していこうというのが建前となつとるようにあります。今のご意見の中で、ご質問でございますが、現実的には今からのこの予算の中には一応全市を対象にして、ある程度の制限を所得制限なりを持って、この扶助費を充当していくというかたちに予算化をさせていただきとります。現実的には目的としましては一応扶助費でありますので、今後のそれぞれのどういたしますか、検討をしていくのは必要かと思いますが、この予算では一応そういうかたちで予算計上させていただくと。一応全市を対象としましてその所得制限なりをある程度網掛けをしてのその人材育成という目的をもって扶助していくというのが目的でございます。

○岡田委員 委員長。

○桑岡委員長 岡田委員。

○岡田委員 関係しますけども、ですから結果的には法律はないが今まであったからやったと、こういうことじゃね。こういうことですよ。

○廣政市民部長 委員長。

○桑岡委員長 廣政市民部長。

○廣政市民部長 それぞれの町の施策を尊重させていただくとということでありませう。

○桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。  
以上で、本日の審査日程は全部終了いたしました。  
次回は、明日午前10時から開会いたします。  
本日はこれにて散会いたします。

~~~~~

午後5時18分 散会